

## [051\_04] 経済学研究表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/4475420>

---

出版情報：経済学研究. 51 (4), 1986-02-10. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

## 昭和58・59年度学位論文要旨・論文審査要旨

### 時政 島氏学位授与報告

報告番号 乙第53号  
学位の種類 経済学博士  
授与の年月日 昭和58年6月28日  
学位論文題名 最適成長論の基礎

#### 主論文の要旨

本論文は、巨視的最適経済成長理論、線型および非線型が多部門最適経済成長理論を中心に現代経済成長論の数理構造を検討し、理論の発展に対して拡充的・補完的分析方法や結果を付加しつつ、最適経済成長論の体系化を試みたものである。

本論文は、13章から成る。

第1章マクロ経済モデル序説においては、巨視経済学を支える、社会会計的な経済量把握方法および静学的ケインズ体系の概観を与える。

第2章新古典派成長論の基礎においては、巨視的成長理論展開の前段階としての新古典派的分配理論と巨視的生産関数を仮定した場合の生産の静学的均衡の考察を行う。

第3章一部門成長理論では、ケインズ派および新古典派の巨視的成長理論の中から成長均衡の存在とその安定性分析を中心にとり上げ検討を行う。

第4章新古典派的多部門生産モデルでは、非結合生産新古典派的多部門モデルにおける静学的生産均衡をとり上げ、均衡における、要素価格ベクトルと各部門単位当り要素投入量の一意的対応関係の存在に関する証明を行い、ついで、生産関数と費用関数の双対性問題に言及する。

第5章新古典派的多部門成長モデルの安定性においては、適応的期待仮説にもとづく資本財価格運動方程式を導入し、閉じた動学的新古典派的多部門価格・数量体系を提示して、利子率一定、一般化された要素集約度条件の想定の下で、価格・数量体系の安定性の論証を行う。

第6章最適成長論の基礎においては、消費経路に付

随してもたらされる技術的利子率と時間選好率の算定・比較により最適貯蓄法則を確定するという観点から、巨視的最適成長論の導入を行う。

第7章初期的最適成長モデル—ラムゼー・モデル—では、この分野の祖であるラムゼーに依拠し、プリスに至る蓄積経路に随伴する異時点効用列の和の極大化をはかるといふ観点にたつ最適経済成長論の紹介を行う。

第8章最適経路の分析では、巨視的最適成長理論のテーマのうち、最適消費・資本蓄積経路のとるべき形状を分析する消費ターンパイク理論に関する1960年代の貢献の中から、クープマンズのモデルを中心に検討する。そこでは、目的関数に含まれる効用に対する時間割引の非導入・導入の相違が、最適経路の近づく均斉成長経路を黄金経路から修正された黄金経路へ変更させること、および、両方の場合の分析手法の差異が強調される。

第9章最適成長モデルにおける解の存在性において、最適経路の修正された黄金経路への収束性に関するクープマンズの議論の欠陥を埋め、任意の初期点から出発する最適経路が存在することの証明を与える。その際、最適解の存在のためには、生産関数および効用関数について幾つかの性質がみたされねばならないことを明らかにする。

第10章線型多部門成長モデルにおいては、線型化という単純化を採用し、多数財の存在を明示的にとり入れ展開された多部門成長論の創始者フォン・ノイマンのモデルを、モデルの基本的概念の経済的意味、多部門の最大均斉成長とそれを支える競争価格・利子率の組から構成されるフォン・ノイマン準均衡の導出過程、準均衡の存在証明の面から検討する。

第11章資本蓄積ターンパイク定理では、線型多部門成長モデルの枠内で、所与の資本ストックから目標ストックを達成する蓄積計画モデルの最適解が、いかなる経路をとるべきかを問うターンパイク理論について、最適性判定基準が計画最終時点ストックのみに依存する最終状態ターンパイク定理をとり上げ考察する。

第12章多部門成長における消費ターンパイク定理

(I)では、労働投入を明示的に含む生産工程をもつ線型多部門モデルにおいて、経済活動水準から得られる割引されない効用和を最大にする計画問題を取り上げ、最適経路が支持価格体系をもつこと、最適経路のターンパイク特性、および、最適経路の存在証明等に関し検討する。

第13章 多部門成長における消費ターンパイク定理 (II)においては、 $n$ 財ストック、1種労働投入から、 $n$ 財ストックを産出する新古典派的ベクトル値生産関数をもつ経済に、連続する2時点ストックの差に対して定義される時間割引を含む効用関数を導入した場合、この効用和を最大にするような有限および無限時間視野最適経路がターンパイク性を示すことの証明を、局所の場合、大域の場合について行う。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	武野	秀樹	
		副査	"	"	山崎	良也
		"	"	"	児玉	正憲

本論文は、1960年代以降とくに活発に展開された経済成長理論のいくつかの主要な領域について、それらの数理的構造とその特質を検討したものである。本論文が取り扱う主題は、(1)多種資本財を含む新古典派成長モデルにおける均斉成長経路の安定性の問題、(2)巨視的最適成長理論における最適解の存在と解の時間経路の示す特性にかんする問題、(3)計画的多部門成長モデルにおける最適経路のターンパイク性の問題、に区分することができるであろう。これらの各分野については、ここ数年、問題の基本的枠組と問題解決のための手法において新しい着想が導入されることが少なく、関心の中心は、むしろすでに開発された理論の簡潔化、拡張、および経験的適用に向けられているとおもわれる。多様に分岐した経済成長理論がようやく整理と再吟味の時期をむかえたとみられるこの段階で、これらのテーマに関する諸研究を理論的基礎構造の面から再検討し、その性質をあきらかにすることは、有意義な貢献であると考えられる。本論文の構成と内容は大略以下のようである。

第1、第2、および第3章は、最適成長理論への導入部分とみられるが、そこではケインズのマクロ静態均衡について新古典派成長モデルの基礎概念が説明される。マクロ成長理論のもっとも端緒的形態である固定資本係数をともなう成長モデルと、新古典派成長論の共通の出発点であるソロー＝スワン・モデルの解

説がここでなされる。つまり、一人あたり消費を最大にする持続的成長を最適とみる規範的視点から黄金律経路を明確に導出することが、この部分の主題を形成する。

第4章と第5章では、新古典派多部門成長モデルにおける安定性・不安定性問題が考察の対象となるが、とくに価格についての近視眼的完全予見の仮説を適応的期待仮説でおきかえることによってモデルの安定性を増大させるという試みが展開される。

第6章と第7章は、巨視的最適成長理論への二つの導入的接近法を提示している。その一つは、消費経路に付随してきまる技術的利子率と時間選好率の比較という観点から最適貯蓄法則を確定する議論であり、他は、成長経路にともなって生じる異時点効用和を極大にする最適貯蓄法則をラムゼー論文に依拠しながら求める手法である。

第8章では、最適消費経路のとりべき形状を分析する消費ターンパイク理論を述べるが、とくにその最適解の存在証明にかんする1960年代の代表的貢献であるクープマンズの論点が取り上げられる。筆者はここで、最適経路の成長経路への収束にかんするクープマンズの議論は局所的に成立するにすぎず、最適解の大域的存在証明が完成していないことを指摘している。そこで筆者は、第9章をクープマンズ論文の欠陥を補正する種々の試みにあてている。その結果、解が存在するための十分条件が、効用関数、生産関数、初期ストックのいずれかについて設けられる前提というかたちで示された。

第10章は、線形化という単純化のもとで多部門成長を最初に取り扱ったフォン・ノイマンの論文とその後の展開論文に焦点を合わせて、線形多部門成長モデルを論じている。まず、フォン、ノイマンによって設定された基本的機構の経済的意味を検討し、つづいて多部門均斉成長状態とそれを支持する競争的均衡価格・利子率の組とから構成される双一次不等式体系を導びく。この体系の規定する準均衡の存在証明とその改善がここで主題である。

第11、第12、および第13章では、さまざまな型のターンパイク定理を考察し、それらに含まれる諸条件と証明法を検討している。第11章は、最適性判定基準が計画最終時点のストックのみに依存する最終状態ターンパイク定理の考察にあてられる。ここではラドナーの弱定理、二階堂の強定理とよばれるものがそれぞれ展開されているが、弱い条件下のターンパイク性の証明

を完成している点に筆者の創意がみられるであろう。第12章、第13章では、消費を含む多部門最適成長理論を取り上げ、最適成長論と多部門均斉成長論を総合する意図のもとに考察がすすめられている。第13章で筆者がおこなっている無限時間ターンパイク定理の証明は、マッケンジーに類似しているが、生産関数と効用関数を合成して構成された目的関数そのものの一様凹性を仮定することをせず、生産関数だけにこの仮定を導入している点に特徴がある。ただ注意すべきことは、ここで証明された大域的ターンパイク定理は弱定理にとどまっておき、強定理への拡張の問題をなお残している点である。

本論文は、巨視的成長理論からターンパイク定理までを、一部門分析から多部門分析へ、固定的生産係数モデルから可変的生産係数モデルへ、と筆者独自の成果を交えながら多角的、集約的に検討したものである。この研究の特色は、最適成長理論の領域における多くの基本問題を総合的、体系的に展開したこと、ターンパイク定理を含む各問題にかんする緻密、精細な論証を与えていること、の二点である。最適成長論の分野における邦語による成書はきわめて少く、とくにターンパイク定理の網羅的かつ詳細な証明を示した著作としては、本論文を唯一のものとする。

また、本論文を中心とする専攻分野にかんする専門的知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して、十分であると考えられる。

以上のことから、本論文は、経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。

## 田島司郎氏学位授与報告

報告番号 乙第54号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和58年6月28日

学位論文題名 アメリカ労務管理形成史

### 主論文の要旨

本論文は、アメリカ合衆国における労務管理の形成過程を、従来の科学的管理法を貫く人間工学的原理に基づく「労働力」管理の形成を軸に構想しようとする方法への反省のうえにたつて、労務管理「対象」論争の帰結を踏まえつつ、管理の「側」と労働組合運動と

の相互関連のメカニズムのなかに、とくに、1920年代に絞って考察するものである。

およそ労務管理の形成時点の探求は、その形成＝確立のメルクマールの設定を必要とする。労務管理を資本金家・経営者による対従業員諸施設の総体ととらえ、その「管理」機能の他管理分野（例えば「財務」管理や「生産」管理など）からの独立・専門化をメルクマールとすれば、いわゆる雇用部あるいは人事部の創設・普及に着目して、1920年代をその形成期とみなすことができよう。

本論文序章第1節では、まず、この定説を藻利重隆、森五郎、笛木正治の所論にわたって吟味し、いずれも管理と組合運動の相即的拮抗関係を中軸的視座に据えていないことを指摘する。この史的分析の視座は、労務管理「対象」論争の収斂結果＝川端久夫「敵対」説により確定され、薄信一によって、同一の視座から20年代アメリカ労使関係の特質が照射される（第2節）。ここで組合運動は、労務管理の組織と機能を経営制度の不可欠の一環として意識的に創設させる決定的要因＝本質的契機として位置づけられ、かくて生成した労務管理の二つの方向、一方における厚生資本主義や会社組合、他方における産業工学が指摘されている。

第3節では、これをうけて展開された奥林康司、菊野一雄、泉卓二の所論を吟味し、まず奥林にあっては、生産過程「内」・「外」の労務対応・施策の未整理を、菊野にあっては manpower management の強調と会社組合や厚生資本主義の意義・確認の矛盾を、そして泉においては、両者とオープン・ショップ運動を加えた三者の概念上の混乱を指摘した。しかし、労働運動との対応関係を軸に、オープン・ショップ運動、厚生資本主義運動、従業員代表制＝会社組合運動を指標としてアメリカ労務管理の形成過程を追究してゆく泉の分析視角は、「対象」論争の帰結を踏襲し、薄が提唱する「労務管理『論』再構築の構想」にも準拠するもので、本論文の問題意識と視角と軌を一にするものである。

第1章では、1920年代を特徴づける A. F. L. 中心の労働組合運動の異様な衰退の諸原因を分析する。それまで景気変動と同期して盛衰してきたアメリカの組合組織が、未曾有の好況下にも拘らず20年代に激減する理由を、5人のアメリカ労働史家の諸見解の検討を通じて析出する。諸見解は主体的要因と客観的要因（経済的要因説、政治的社会的要因説、資本の組合対

策説)に整序されるが、20年代組合運動およびその衰退に決定的役割を果たしたのは、基本的には、A. F. L.の職業別組合としての組織的体質に根ざした主体的脆弱性・非適応性と、「組合攻撃的」諸施策 (union offensive drive) の個別資本レベルにおける指令部たる新しい管理部門＝「人事・労務」部門の確立と普及であった。

第2章では、資本側の熱狂的な組合攻撃的諸施策が開始される政治的・社会的土壌を解明するため、第1次大戦直後(1919, 20両年)の特異な社会的心理状況下において「反」または「厭」組合感情の世論が、資本によっていかに操作・醸成されていったかを析出する。この「赤の恐怖」ヒステリー・反組合プロパガンダの好餌として、ウィニベッグのゼネスト、トーマス・ムーニー同情スト、プラム・プランの事例が検証され、次いで組合攻撃的諸施策の前駆の原型・形成過程とみなしうる1919年秋の3大ストライキ(ボストン市警察スト、「製鋼」スト、石炭鉱夫スト)の過程が詳述される。これら諸施策は、企業自身による直接攻撃、例えば、組合員の差別待遇や解雇、ブラックリスト、黄犬契約、組織的諜報活動、スト破りと労働スパイなどと、企業外の団体・機関との連携による組合攻撃、例えば、警察、地方自治体、地方市民団体、地方裁判所などとの連携とに分類される。ここに展開される組合攻撃的諸施策は、20年代アメリカ労務管理の主要構成側面の「原型」であり、その形成の1つの基本的方向性を予定するものであった。

第3章は、これらの諸施策を、オープン・ショップ、厚生資本主義、会社組合の諸運動に絞って考察し、3つの反組合的運動のからみ合いの中で20年代労務管理形成過程を解明しようとしており、本論文の基幹部分をなす。

まず第1節では、オープン・ショップ運動を経営者団体レベルと企業レベルとに区別し、後者における典型として、ブラックリスト、黄犬契約、労働スパイ、さらに労働運動抑圧の「公権力」利用を示し、それら諸戦術の総合的利用の実例として「モーホーク溪谷方式」(the Mohawk Valley Formula)を詳述している。オープン・ショップは、ここでは強権的な直接的組合攻撃方法と規定されるが、これと対極をなす温情的労務プログラムとして、第2節では厚生資本主義運動を吟味する。その諸施策として、フリンジ・ベネフィット的プログラム(団体保険、産業年金制度、互助共済制度、利潤分配制度、従業員持株制度)と厚生福祉的

従業員サービス・プログラム(企業内における労働に関連する厚生福利プログラム、文化・教育・家庭生活に関連する厚生福利プログラム)とが区別されるが、それらがいかに労働組合運動に対処しようとしたものであったかを明らかにする。

第3節では、上記オープン・ショップと厚生資本主義の二者を結びつける第3の潮流として会社組合運動(company unionism)を分析する。全国産業協議会(N. I. C. B.)の資料により会社組合員数の増加とA. F. L. 組合員数減少の鋭いコントラストをまず明らかにしたうえで、会社組合の役割は生産過程外的には、真の組合運動(real-unionism)の排除とその侵入防止の障壁となること、生産過程内的には、福利厚生活動の展開を通して従業員の私的生活部面にまで介入・干渉し、労働意欲(morale)と企業忠誠心(royalty)を高めることであった点を析出する。すなわち、硬派＝直接・組合排除のオープン・ショップの潮流と軟派＝間接・組合壊柔の厚生資本主義的潮流の結節点として会社組合「運動」は位置づけられるのである。

次に、これら3つの潮流の主体的担い手として管理機構のなかに独立した部門が形成されるが、それこそが人事・労務部(personnel department)であった。このような部門の成立から労務管理を規定するのではなく、管理実践諸行為＝労務管理諸施策の様相分析から始めて、それらの実態を通してその主体＝労務管理機構の内実と性格を規定しようと試みている。会社組合の普及がもたらした大企業中心であったことと軌を一にして、労務部門が独立した管理機構として成立するのも1920年代には大企業レベルにおいてであった。カーラー(Kahler, G.)もいうように、この時期の管理機構は、いまだ職能的分化の程度や管理系統の整序化の度合においても「実験と試行錯誤」の段階にあってとしても、全体としてその主旋律は組合攻撃的音調であったといえよう。

第4章および第5章においては、1920年代および30年代中葉まで、アメリカ労使関係において独特の地位を占めた「組合対策」請負企業(いわゆる private detective company)であるが、その活動の実態に即して、私立探偵社と呼ばず、こう呼称する)の諸活動を、上述してきた資本による組合攻撃的諸施策の陰の担い手、いわばその陰画の性格をもつものと規定し、若干の歴史的考察を加えた。在来、この分野を追究した研究は少ない。

最後に、「結びにかえて」では、1920年代アメリカ

と1960年代日本との経済・社会環境の類似性を指摘し、1980年代以降のわが国労使関係・労務管理の展開を展望するに際して、この歴史のアナロジーの視点からも、1930年代以降のアメリカ労務管理の変様を追究すべき構想を鳥瞰的に示した。

### 論文審査の要旨

論文審査担当者 { 主査 九州大学 教授 原田 実  
副査 " " 片山 伍一  
" " " 川端 久夫

本論文は、1920年代のアメリカにおいて労務管理の重要な側面を担った資本による組合攻撃の施策の諸相を豊富な資料を駆使して析出し、従来の批判的労務管理論においても具体的に触れられることの少なかった問題領域を労務管理論の体系内に位置づけようとする意欲的な労作である。

本論文は、序章および第1～第3章からなる第1部「アメリカ労務管理の形成」と、第2部「アメリカ労務管理と労働スパイ」（第4、第5章）で構成されている。

序章は、正統的な人事管理論の対象把握の限界に対する批判から起ったいわゆる労務管理の対象論争の展開を吟味し、対象領域の拡大、資本による労働組合攻撃と懐柔の諸施策をも労務管理の体系内に含める研究方法を支持・主張する。

第1章は、「永遠の繁栄」といわれた1920年代のアメリカ経済の好況の中で、第1次大戦直後に高揚した組合運動が急速に衰退した原因を考察し、職業別組合としてのA. F. L. (アメリカ労働総同盟)の組織的体質に根ざした主体的脆弱性=大量生産工場労働者への非適応性と、総資本ならびに個別資本による体制総動員的な組合攻撃 (union offensive drive)こそその主原因であったとする。

第2章は、その前駆的情况を述べる。第1次大戦直後の異常な社会心理的情况のもとで「反」組合または「厭」組合的世論がいかに操作・醸成されたかを、かの「赤の脅威」キャンペーン、1919年秋の3大ストライキ (ボストン市警察官、製鋼労働者および石炭労働者)の編年史的記述によって解明するとともに、この時、資本側のとった諸施策——組合員の差別と解雇、ブラックリスト、黄犬契約、スト破りと労働スパイ等企業レベルにおける直接的攻撃と、企業外の団体・機関 (使用者団体、市民団体、警察、自治体、裁判所等)との連携による組合攻撃とが、20年代アメリカ労

務管理の「原型」となったと主張する。

第3章は、本論文の基幹部分であって、上記「原型」の制度的内容とその担い手となった大企業の人事・労務部 (personnel department) の成立に説き及んでいる。「原型」は、①オープン・ショップ運動、②厚生資本主義、③会社組合という3つの反組合的施策に展開する。まずオープン・ショップ運動は企業レベルではブラックリスト、黄犬契約、労働スパイ、さらに労働運動抑圧の「公権力」の利用として直接的・強権的な組合攻撃施策と規定されるが、他方その対極として、団体保険、年金制度、利潤分配制、従業員持株制などのフリンジ・ベネフィット、および文化・教養・家庭生活を含む従業員福利厚生サービスプログラム等からなる温情主義的施策が大企業によって推進される。この両運動の結節点に会社組合が位置づけられる。会社組合の増加と A. F. L. 組合員の減少との対照に見られるように、会社組合は「真の組合運動」 (real unionism) の排除と、従業員の企業帰属感の高揚を狙っていた。

この3種の運動潮流の担い手として企業内に独立した部門として労務部が設置される。このような部門の成立を指標として労務管理の成立を見るのはいわば定説であるが、本論文はすでに実施されていた組合攻撃的施策の集約としてこの問題を新たな視角から再構成したところに意義がある。

第4章、第5章は以上の行論の傍証として、アメリカ労働運動史上悪名高い労働スパイ=「組合対策」請負企業 (通称は私立探偵社)の活動の実態を資料に基づいて明らかにしている。

従来でもアメリカにおける労務管理形成史を扱う場合、本論文が主題にした諸施策に言及した研究が無かったわけではないが、本論文はそれらを総資本と個別資本の連携による体制的組合攻撃という枠組みの中で統一的に把握していること、また最近のアメリカ労働史研究の成果を豊富に摂取していることから新学の発展に貢献するところ大であると評価する。

また論文を中心とした専攻分野に関する専門的知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して十分であると認める。

よって本論文は、経済学博士の学位に値するものと認める。

田中素香氏学位授与報告

報告番号 乙第55号  
 学位の種類 経済学博士  
 授与の年月日 昭和58年12月28日  
 学位論文題名 欧州統合—EC 発展の新段階—

主論文の要旨

本論文『欧州統合—EC 発展の新段階—』は、欧州統合が、1970年以降それまでの共同市場形成の段階を越えて経済・通貨同盟の形成という新しい段階に入ったとの基本認識の下に、この段階の統合の性格を解明し併せて1980年代初めの時点におけるその到達点と問題点を明らかにしている。

本論文は、この段階の欧州統合の認識の方法論を扱う第1章、本文をなす4部12章(第2～13章)および「おわりに」の3つの部分から構成されている。

第1章「経済・通貨同盟段階の欧州統合の座標——序説——」においては、経済・通貨同盟とは何であるのか、そこへの進み行きの過程で統合はどのような条件を満たさねばならないかを考察している。経済・通貨同盟とは、同盟の内部で商品・労働力・資本の自由な移動が保障され、統一通貨が流通するような一領域と考えてよい。それは国民経済として我々の眼前にある。ECの経済・通貨同盟計画は、そのような領域へEC全体を転化すること、換言すれば、EC構成諸国の国民経済を単一のEC国民経済に転化することを目指している。しかもそれを平和的手段によって行うのであり、構成国は通貨政策・経済政策の国民的主権をECに移譲するのである。この意味で、経済・通貨同盟とは、それらの領域におけるEC国家形成に他ならない。このような視角に立て、本論文は「3統合領域並行発展論」を提起している。この段階の統合の3つの構成領域として、①通貨統合、②経済統合(資本・労働力の域内自由移動を保障し、またそれに関連する政策的干渉の面での統合。これには共同市場、構造政策、その他の3つのレヴェルが区別される)、③制度統合(行政・立法・司法面での統合)、を挙げることができるが、通貨統合→構造政策→そのための制度拡充という関連からして、①～③の統合は並行的に進展せざるをえないと考えられる。これに④対外政策を加えて、本論文は構成されている。通貨統合が冒頭に

位置しているのは、それがこの段階の中心的統合領域であり構造政策をはじめ他の統合分野に規定的に作用するので最初に説くのが論理的であること、統合のサブ段階——平価変更可能な為替相場同盟、平価固定の為替相場同盟等々——を画するのに好都合であること、これらの理由による。

第I部通貨統合においては、先ず第2章「経済・通貨同盟計画」で、新しい統合の段階を画すことになった「計画」の形成過程を詳細に跡づけ、ヴェルナー報告でたん形成された同盟形成の合意が、独仏の経済政策路線の対立と仏の経済政策権限移譲への反発から崩壊したことを示して、この段階での通貨統合の困難さの根拠を明らかにした。第3章「欧州為替相場同盟(“ヘビ”)」は、スミソニアン協定を受けて平価変更可能な為替相場同盟の形態で再出発するに至った通貨統合が、世界的フロート・石油危機・世界恐慌の中で「マルク圏」へと変質するに至ったこと及びそれが統合に及ぼした悪効果を分析した。第4章「EMS(欧州通貨制度)」では1970年代中葉のECの経済・政治危機の中からEMSが如何にして生じてきたかを概観し、いくつかの点で旧来の“ヘビ”よりも前進が見られるEMSの複雑な制度上の特質を究明するとともに、EC構成国のEMSに対する立場、発足後のEMSの運動について考察している。

第II部経済統合においては、ECレヴェルでの価値法則の貫徹を保障する制度の形成を目指す共同市場・価値法則貫徹の否定的な効果を補償する政策としての構造政策、ECに単一の産業基盤を整備することを目指す産業政策の3つの分野を取上げて、各1章ずつをあてた。第5章「共同市場」では、上述の制度の形成をフォローし、とりわけ共同農業市場に及ぼす通貨統合の影響を詳しく論じた。第2章で明らかにしたように、通貨統合がもともと共同農業市場の危機を克服するものとして構想されたのであるが、通貨統合の失敗によって共同農業市場には国境調整制度が導入されざるをえない結果となった。この制度は強い通貨を保有する西ドイツ農民に有利に作用するメカニズムを備えているのであって、その結果1970年代の共同市場の支持勢力が、60年代までのように、西ドイツ=関税同盟、フランス=共同農業政策という単純な図式のものでなくなったこと、それが共同農業政策改革を阻害している一要因であることを論証している。なお共同市場の章では、もしその十全な分析を企てるならば、貿易の実態やMNCの域内での展開などを説かずには

濟まない。しかしそれは統合論とは別に EC 経済論で説かるべきテーマであると考えるので、詳しい分析は全く行っていない。第6章「社会政策と地域政策」では、通貨統合の出現と関連してこれらの政策が上述の価値法則の負の効果を是正する構造政策としての性格を帯びるに至った（＝「社会政策」。1960年代までは競争条件の平等化をはじめ EC における価値法則貫徹の支援措置と位置づけられていた）か、又は新たに形成された（＝「地域政策」）経過を述べ、更に地域開発基金と社会基金の発展をフォローして、それらの活動が、とりわけ 1974/75 年恐慌以降構造政策的色彩を強めたことを明らかにした。最後に EC の公財政を研究したマクドゥガル報告が先進国並みの構造政策に匹敵する公的な地域政策的資金移転の割合（GNP の 2～3%）に比し、EC のそれは 0.3% にしかすぎず、アイルランドやイタリアでは GNP の 1～数% を受け取っているとはいえ、まだ経済・通貨同盟への進展を支援するには決定的に不十分であることを指摘した。第7章「産業政策」においては、1970年に EC 委員会が打出した産業政策構想——EC 籍をもつ巨大資本を育成し、企業活動を EC 化することをつうじて EC 市民社会を非可逆の基礎の上に据えることを目標とする——が、アメリカ MNC への対抗策として打出されたものの、EC 構成国は国内での集中によって独自に対抗し、かつそれが一定の成功を納めたが故に挫折したことを明らかにした。しかし他方で鉄鋼・造船のような構造的不況部門では EC 委員会の産業政策の権限がとりわけ 1974/75 年恐慌以降拡張した。以上を総括した場合に、EC の政策権限は、産業の中核ではなく周辺部分において生じていることが言える。これは、通貨統合や構造政策においてと同様に、なお国民国家が政策権限の大宗を握り、EC がそれらによっては矛盾に対処しえない周辺領域で徐々に権限の拡張を実現しつつあることを示しており、それが統合の現在の段階であると言える。

第三部制度統合は、経済・通貨同盟段階における国民的政策権限の EC への移譲が EC の制度に及ぼす発展を取扱う。第8章「EC の制度と政策決定」は、そのための予備知識を与えている。第9章「EC 財政における統合の進展」においては、EC が財政自主権を部分的にはあれ獲得し、権限を強化していく過程を詳細に跡づけ、それが 1979 年第 1 回欧州議会直接選挙の制度的根拠となったことを明らかにしている。財政自主権は貨幣自主権と並んで自立的国家のメルクマ

ールをなす。本章では、EEC においては構成国の分担金制に依存していた EC 財政が、紆余曲折を経ながら、共通関税収入、農業課徴金収入、付加価値税収入から成る独自財源体制へ移行したこと、独自財源は共同体の収入であるゆえに国民的議会の監督権は及ばないため欧州議会の直接選挙が不可避となったこと、更に歳出の約 20% の決定権を欧州議会が 70 年代末にわがものとしたこと（それ以外の部分は従来どおり理事会が決定する）を先ず明らかにした。これらは EC の「国家化」を示す 1 つの指標である。しかし EC 財政は、①歳入面での財源として関税・課徴金収入には限界があり、残る付加価値税収入には課税基準の 1% が上限とされており、これを上げる必要があるにもかかわらず、財政事情の悪化した構成国の賛成を得ることが困難である、②EC 財政の 6 割以上を占める共同農業政策に関して、農業のウェイトの極めて低いイギリスは受取が少なく、他方拠出額が多いためアンバランスを生じ、イギリスは 70 年代末以降ほとんど毎年 EC 財政への批判を行い、EC の運営を危機に陥れている。この「イギリス問題」は共同農業政策の改革を前提にしている点で打開が困難であり、唯一の方向はイギリスの受取の多い構造政策支出の拡充にあるが、この方向も①の歳入問題をはじめ容易な進展を阻害する事情が存在している。これら①②が今後の課題である。第10章「欧州理事会と制度統合」においては、EC 構成国の大統領及び首相によって組織される欧州理事会が 70 年代半ばに現われた理由、それによる EC の制度の変容、さらに今後の展望を取上げた。欧州統合が EEC 条約の射程外へ歩を進めたこと、70 年代の経済・通貨危機、新 3 カ国の加盟——これらの新しい事情の出現によって、EC 委員会＝理事会という政策決定機構が機能不全に陥ったために生じた EC の危機を、構成国政府の最高責任者である首脳が介入することによって克服をはかったのが、欧州理事会の由来に他ならない。この機関と欧州議会直接選挙とにより、EC は構成国政府のトップからボトムまでを統合に引入れたことを意味し、これはそれ自体で統合の深化と拡大を示すものと言える。しかし他方で欧州理事会の設置は、EC を政府間協力組織に変質させたという批判もある。著者はこのような批判に賛成ではなく、EC の性格は統合全体から判断すべきである。欧州理事会そのものは確かに政府間協力組織に他ならないが統合を促進する機能を果たすことにその存在意義があることを考えれば形式的にのみ性格規定を行うこ



とは危険である、と考えている。

第IV部対外政策は、欧州政策・低開発圏政策・欧州政治協力の3つの章から成る。第11章「欧州政策」では、EEC 条約第237条にもとづき、総ての資本主義的欧州諸国を EC に統合するかまたは少なくともその周辺に結集する政策として EC の欧州政策を定義づけ、EC の第1次・第2次拡大及び欧州自由貿易圏の形成を取上げている。特に重視したのは、資本主義欧州が EEC と EFTA とに分裂していた事態が、イギリスの EEC 条約無条件承認という形で結着をみ、70年代半ば以降 EC 成りの世界政策の展開が可能になったことである。第12章「低開発圏政策——ロメ協定——」は、そのような EC 世界政策の中軸を担うロメ協定を、1次資料を豊富に利用して分析した。まず EC の低開発圏政策は、当初フランス帝国主義の植民地を EC 構成国に開放する代償として EC 全体で支えていくという性格を有していたが、ヤウンデ協定以降徐々に低開発国の要求を取り込んで性格の変更をはかり、ロメ協定に至って形式的にはそのような性格変更を完成したと言える。しかし立入って分析してみると必ずしもそうは言えない。①主として EC 構成国の旧植民地から成る国々との協定であるが経済発展の比較的進んだアジア諸国は除外された、②貿易協定では一方的特惠を認めるなど進歩的であるが、ACP 諸国のモノカルチャー構造・製造業の未発達のために、EC にとって脅威となっていない、セーフガード条項を有している、③金融・技術協力はインフラストラクチャ、社会開発、生産の発展などに振向けられているが、契約企業はほとんどが ACP ないし EC 構成国に属して事実上ヒモつき援助となっている。このようにロメ協定を EC の自讃どおりには受取れない側面はあるものの、STABEX 及び援助は ACP 諸国の要求を EC に可能な範囲で消化したものであるし、一方的特惠も額面どおりではないにせよ一定の援助効果を有することは言うまでもない。低開発国側の受け取めは、第2次ロメ協定に際して脱落国がなく、協定締結国が増加したこと、ASEAN や中南米の LDC に一定の吸引効果 (EC に対する) を持ちえたことに示されている。そこで往々にして見受けられる「ロメ協定=ブロック論」に反対し、植民地の独立と国民経済の形成へと向う歴史の趨勢を読みとった上で EC の力に応じて展開されている先進的な低開発圏政策であると位置づけて、アメリカの政策を批判している。第13章「欧州政治協力——共同外交政策の萌芽——」においては、政

治同盟としての EC を直接に表現する外交政策面での統合を取上げた。この領域は完全に EEC 条約の外部にあり、今なお EC 構成国の協力によって問題への対処がなされている。しかし1960年代には各政府の独立行動としてあった外交政策が、政治協力事項として協力の対象となり、更に欧州理事会形成後にはこの領域での政府機関と共同体機関との結びつきが強められた。このようにして〈ユーロ=アラブ対話〉、対ソ・対米外交交渉などにおける EC の統一行動は強められるに至っている。このことが通貨・経済・制度統合の後退を阻止し、あるいは統合そのものを促進する可能性を軽視できない。

「おわりに」では、以上の分析を総括し、1970年代初頭以降10年余りの期間に統合は、統合領域の拡大及び深化の両面において進展したと評価している。現段階で形成されている様々の相互依存関係——統合の全領域における——が、既に統合の解体を阻止せざるをえないところまで来ており、たとえ一時後退はあっても再度の促進力が作用するようになっている。そこでもはや EC は解体しないと言ってよい。短期的には経済危機への対処で動きが取れないにしても、長期的には経済・通貨同盟への進展の不可能性を前提しない方が正しい見方だと思われる。

### 論文審査の要旨

論文審査担当者	{ 主査 九州大学 教授 木下 悦二 副査 " " 深町 郁弥 " " 助教授 徳永正二郎
---------	---

本論文は欧州共同体 (EC) における経済統合展開過程の研究である。わが国の EC 研究は、すでに独立の学会が組織されていることでもわかるように、研究者の数ばかりでなく、その成果も数多く発表されている。しかし、それらには、EC の統合をめぐる個々の領域や政策について水準の高い研究が数多く含まれているものの、包括的な研究として発表されている書物はなお部分領域の研究の寄せ集めの域を出ていない。それに対し、本論文の特色は統合過程を文字通り一つの総合的過程として捉えようとしたところにある。

著者は欧州統合のこれまでの発展を ECSC 段階、EEC 段階、経済・通貨同盟形成段階に分け、70年代初め以降の第三段階に研究の焦点をあてている。そして、この第三段階の統合過程は通貨統合、経済統合、制度統合の三つの統合領域をもつと捉え、これら三領域の並行的発展が不可欠であり、相互規定的であると

の認識に立っている。そして、三領域のそれぞれの統合成果を判定する基準として、「通貨政策権限の構成国から共同体への移譲」、「構成国の経済政策の協調と共同化」、「共同体レベルでの中心から周辺への資金移転システムの形成」を置いている。これは方法的に言えば、完成された統合を先取りして現在を批判的に検証する手法であるといえる。著者自身はこれを「理念型」の設定と述べているが、この認識は欧州統合を「経済的意味での国家形成」の過程とみる視角からえられたものである。

本研究の方法上の第二の特色は、上記三統合の並行的、相互規定的過程を捉えるに当って、国際価値論的アプローチを導入しているところにある。これは、国際間では国民的生産力水準が不均等に発展するに伴い、貨幣的側面での一定の調整過程が働くために、一方の国に極端な生産力の衰退をひきおこす結果にならないとの国際価値論における認識を基礎において、統合過程の中にその系論を見出そうというのである。すなわち、統合進展下で、通貨統合が成果をあげるにつれて、中心と周辺の間格差がかえって拡大し、地域問題が放置できなくなる。そのため、地域政策的な資金移転システムが必要不可欠となるとみている。このような理解に立って、本研究は統合過程を通貨統合→経済統合→制度統合の序次で捉え、これを編別構成に用いている。

本論文は序章に当る第一章と、将来展望を論じた「おわりに」という部分を除くと、四部十二章に編成されている。すなわち、第Ⅰ部通貨統合、第Ⅱ部経済統合、第Ⅲ部制度統合とつづき、これに、ECの拡大を論じる欧州政策や、対低開発圏政策と共同外交政策を取り上げた第Ⅳ部対外政策が加えられている。各部の叙述は細部にわたって詳細であり、誠に説得的に展開されているが、本論文に提示されているとくに注目される新しい知見を拾って取りあげておこう。

(1) これまで通貨同盟ないし経済・通貨同盟と同一視する議論が横行していた“へび”について、それが単なる欧州為替相場同盟にすぎなかったと位置づけ、それと関連で、大方の予想に反して成立した欧州通貨制度(EMS)について、70年代の世界的構造不況下で構成国それぞれに働いた通貨の分裂からの収斂要因を明らかにしている。

(2) 共同農業政策(CAP)の改革はECの今後の発展にとって避けて通れないのだが、それを困難にしている要因の一つとして、CAPの変遷過程でドイツ農民

への保護効果が生じた事情を明らかにしている。これはこれまでの研究で見過されてきたところである。

(3) 本論文では、社会政策と地域政策とを、統合進展の生み出した否定的効果に対処する構造政策と位置付け、当初は共同市場形成のための労働移動助成策であった社会政策も60年代末の階級対立など諸矛盾の激化を経て、構造政策に変質した過程を論じている。しかし、これらの構造政策が長期不況下で諸困難に対する防衛策にとどまり、積極的展望をもつに至っていないとの慎重な評価も忘れていない。

(4) 本論文発表までわが国ではEC財政の本格的研究がみられなかったといえるが、統合進展の指標としてEC次元の財政権限を重視する視角から、ECの独自財源体制の導入とEC議会の財政権限強化の内容と意義が解明され、同時にEC財政をめぐる「イギリス問題」が孕む多面的意義についても明らかにされている。

(5) 第Ⅳ部対外政策は三つの統合側面の研究の単なる補足にとどまらず、統合の対外的側面として扱われている。1975年に発足した欧州理事会の成立事情については第Ⅲ部第10章で明らかにしているが、最終章で欧州政治協力の発展の中に共同外交政策の萌芽を析出し、ECの政治統合への伏線を見出している。政治学的分析そのものは本論文の枠外におかれているものの、欧州政治協力についての先駆的研究と認められよう。

本論文は、また、多方面にわたるきわめて豊富な一次資料を駆使して、重厚な議論の展開を行っているので、あえてここに、本論文にわが国におけるもっとも水準の高い本格的なEC研究であるとの評価を与えても必ずしも過言と言えないであろう。

また、本論文を中心とする専攻分野にかんする専門的知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して、十分であると考えられる。

以上のことから、本論文は、経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。

## 村松司叙氏学位授与報告

報告番号 乙第56号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和58年12月28日

学位論文題名 多角化企業論

## 主論文の要旨

本論文は多角化企業の多角化動機と企業行動とを、経営財務論と産業組織論との両視点から分析したものである。

本論文は、第1部多角化企業の企業理論と財務理論、第2部多角化企業の経営戦略という構成になっている。第1部はタイトル通り、多角化企業の企業理論というテーマと、多角化企業の財務理論というテーマに合せて扱ったものである。前者のテーマは第1章と第2章において考察されており、他方後者のテーマは第3章から第11章までにわたって展開されている。後者の多角化企業の財務理論は、本論文で初めて取扱われたテーマでなく、筆者の他の著書「企業合併論」（昭和48年、同文館出版刊）にすでに登場しているテーマであり、本書での考察はその延長線上において行なわれているといつてよいであろう。

(1) まず第1章と第2章では、多角化企業をコングロマリット企業と複数製品企業の両方を含んだ概念として定義している。その上で多角化企業が企業理論の枠組内でどう観照でき、位置付けられるか、を問うている。企業を製品、経営環境を市場で単純化してみる見方は近経の伝統的な手法であるが、多角化企業の場合の複数製品、複数市場という複雑な構図のなかでの企業行動の解明は、企業理論では手に余るものとなった。本論文では、コースや O. E. ウィリアムソンらに学びつつ、市場メカニズムの果たす資源配分効率、次第に企業組織の果たすそれに凌駕されるようになるにつれ、より大規模な企業組織であり、かつ複数業種の組織である多角化企業の市場取引内部化機能の優位性が高まる点に注目した。生産効率に大きな意義が認められた段階では、スケール・メリットの優位性が問題にされたが、経営環境の変化、とくに企業活動における情報コストの重要性が高まるにつれ、多角化統合の経済性が注目されるようになったわけである。

企業は何故多角化するか、という問題意識は、第3章以下の財務理論の部分でも分析の背景となっている。ここではまず、コングロマリット合併をいわゆる合併シナジーの期待できない特殊な合併形態と規定する。ついで、それでは何故コングロマリット合併が行なわれるのか、その狙いは何なのかを質すのである。リスク分散のためのポートフォリオ効果を測定するため、多角化合併によってもたらされる多角化効率とミューチャル・ファンドなどの証券ポートフォリオ

効果が、いくつかの市場モデルの操作を通じて比較検討される。その結果、コングロマリット合併は、合併シナジーを持たないばかりでなく、リスク低減のためのポートフォリオ効果においても、投資家の手許において行われるポートフォリオよりも効率の点で劣っていることが判明した。

以上のようなマイナスをもつコングロマリット合併にも、複数の異企業への異った性質のキャッシュ・フローの流れを結合することによって、リスクを低減できるというメリットがあり、第4章はこの点の検討に当てられている。これは共同保険効果と呼ばれるものである。第5章では、現在財務論でホットな研究トピックスとなっている企業破産のコストとの係りで、コングロマリット合併が考察されている。シャルの価値加算原理が教えるように、完全資本市場の仮定下では、いわゆる裁定取引のメカニズムが作用して、合併前と合併後の合併当事者企業の価値の総和は等しくなる。しかしこのことは、けっして合併前と合併後とで、総株式価値あるいは、総社債（負債）価値が変わらないということの意味するものではない。このことから株主にとってコングロマリット合併が好ましいものであるかどうか、は一義的に定め難いという困難点が出てくる。

この問題領域に一步踏み込んだかたちで分析している部分が後6章であるが、そこで採られているモデルは、これまた現在大いに注目されているオプション・プライシング・モデル (OPM) である。ここではガライ＝マズリスのそれに学びつつ、OPM がコングロマリット合併によってもたらされる企業価値の変化と、株主と社債権者との間の地位関係に生ずる変化との間の関連性にメスを入れている点に大いに興味をもって分析がなされている。OPM は、オプション取引と企業の多くの財務現象との間に認められるアナロジーに注目し、そこから興味ある立言を行なっている新しい理論であるが、われわれの問題としているコングロマリット合併の財務分析にも新しい視角を提供しているわけである。OPM によるコングロマリット合併の分析がもたらした結論のひとつに、株主から社債権者への富の移転があるが、この移転を防止するような手段を株主がとらないと考えることはむしろ不自然である。そこで第7章では、この富の移転を中和化させるような手を打っている企業、すなわち株主の富防衛企業が果して存在するかどうかを検討される。

コングロマリット合併と正反対に、企業組織内の異

業種部門が分離するスピン・オフも、重要な経営多角化政策のひとつである。スピン・オフして独立した子会社となった場合、親会社・子会社よりなる多角化企業は以前より長期資本調達能力が増加するかどうか、という興味ある問題が第8章、第9章で解明されている。

第10章では、ゴードンの企業評価モデルを用いて、子会社・親会社より成る多角化企業が単一産業企業よりも高い企業価値をもつことが明らかにされる。しかしこれは、ゴードン・モデルのワーカビリティ (workability) を前提としての議論であることは言うまでもない。第1部の最終章では、これまで追求してきたテーマ、「企業はなぜ多角化するか」から離れて、「多角化効果」の有無を主として米国における実証研究を跡付けながらチェックしている。この面でのこれまでの実証研究は、多角化企業の行動の特徴に着目して伝統的分析手法で行なった営業パフォーマンス分析と、多角化企業の市場パフォーマンスをCAPMを適用して分析したものと2つのグループに分けてみることができる。容易に想像できるように、これらの実証研究の結論は、それぞれ問題設定、データ採取の時点、モデル・ビルディングのフレームワークが異なるためまちまちなものとなっている。

(2) 第2部では、多角化企業の経営戦略論が扱われているわけであるが、企業の数多くの成長戦略のうちで、もっとも戦略性の高い戦略とされる経営多角化戦略の構造、展開方式、成長後の経営組織についての考察が中心となっている。第2部の特長としてはつぎの2点が指摘できよう。第1は、特定の多角化企業のケース・スタディーを行ない、その分析にもついで理論構築が行なわれている点である(第16章シンガー社、第17章Kグループ各社、第18章味の素、第19章キューカー・オーツ社)。第2は、問題の考察に当って産業組織論の分析手法を各所に採用している点である。

まず第12章では、アンゾフの経営戦略マトリックスをベースとしながらも、彼の製品・市場の4つの組合せを単純化し、企業戦略を拡大戦略と多角化戦略の2つとしている。そしてそれぞれの戦略を展開するに当たって、2つの展開方式、すなわち外部的成長方式とが代替的に採用され、成長の結果、3つの統合組織、すなわちコングロマリットの組織、水平的統合組織、垂直的統合組織ができると観念して、多角化企業の経営戦略のフレームワークとしている。さらには、そのようなフレームワークを上位戦略とし、これの下部に下

位戦略としての組織戦略、財務戦略を位置付け、経営戦略の全体構造としている。ついで第13章ではもっぱら多角化戦略そのものに焦点を当て、多角化戦略を受動的成長戦略と規定するところから議論をスタートさせている。拡大戦略がスケール・メリットを狙ったものであり、能動的成長戦略と呼ぶに相応しいものであるのに対して、多角化戦略はリスク分散、遊休資源の活用、法的規制の回避策といった受動性、消極性をもった戦略として特色付けられる。

第14章、第15章は、産業組織論的分析視点から、新規参入業界の評価、選定に係る諸問題を取り上げたセクションである。この場合、選定基準としてはやはり収益性が採用されるわけであり、これによって単数または複数の特定業界が選定されると、つぎの段階で参入方式すなわち外部方式か内部方式かが評価、選定されることになる。この場合には、収益性に加えて成長性も評価基準に加えられる。第16章では、外部参入方式のうち典型的な方式である合併方式を取り上げ、企業合併についての古典的学説ともいえるべき、ゴートの経済的かく乱説、アルパートのバーゲン説などを一べつしたあと、シュタイナーに倣って合併をめぐる経営者と株主との利害対立と妥協の構図を検討している。合併の会計処理と合併対価の支出手段の問題も重要な問題ではあるが、ここでは深くは論及することを避けている。多角化を志向する内部の研究開発をベースとしてスピン・オフし、子会社として独立の組織形態を取る場合と、依然内部に留って事業部制を取る場合とに分けて、何故特定の形態を採るか、を追求したのが第17章、第18章である。内部開発による経営多角化の場合は、当然市場の参入障壁の高低が、自社とライバル企業の参入後マーケット・シェアの想定と共に吟味されなければならない。

第19章では、下位戦略としての財務戦略と組織戦略とが扱われる。まず財務戦略として、企業の投資決定にひろく用いられているCAPMによる資本コスト測定が、事業部制をとる多角化企業では、異業種部門である各事業部が直接資本市場に露呈されていないため不可能となる点を問題にする。そしてこの障害を克服するための部門別投資案選抜率の算定手法が考案される。つぎに組織戦略としては、多角化企業の組織の特色である全社のレベルでのマネージメント組織と部門的レベルでのマネージメント組織の分離に着目し、それらの間での機能分担、とくに財務的意思決定機能の分担が論じられている。本論文の最後では、ローデス

の「深いポケット」仮説を基礎に、多部門化した多角化企業の部門別経理公開の問題につき考察している。そして公開反対論の論拠のひとつである部門別財務データと株価の関係にも言及している。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	市村 昭三	
		副査	"	"	片山 伍一
		"	"	"	津守 常弘

本論文は、製品多角化企業、経営多角化企業のみならず内部開発方式によるスピンのオフ多角化企業をも含む広義の「多角化企業」に関する企業理論、企業財務論および経営戦略論の立場からの研究である。

本論文は、第I部「多角化企業の企業理論と財務管理」、第II部「多角化企業の経営戦略」の構成になっている。第I部では、第1章と第2章で多角化企業の企業理論が、第3章から第11章にわたって多角化企業の財務理論が考察されている。第II部では、多角化企業の経営戦略論が多角化戦略の構造、展開方式、成長後の経営組織などとの関連で考察されている。

まず第1章で、多角化企業をコングロマリット企業と複数製品企業の双方を含む概念として定義し、第2章で、従来の市場メカニズムの果す資源配分機能を次第に内部化してきている大規模・複数業種組織企業が、いまや伝統的企業理論の手に余るものとなり、近代的企業理論を要請するに至る点を明らかにする。

ついで第3章以下第11章の9章にわたって、多角化企業の財務に関する規範理論が展開される。すなわち外部成長機会を追求する合併・買収の問題(第3章—第7章)と内部成長方式としてのスピンのオフの問題(第8章—第12章)が、資本予算、リスク、負債の調達能力、破産、共同保険効果、企業評価などの財務問題との関連で検討される。第3章では、①完全資本市場のもとでは、コングロマリット合併による株価増大はなく、レヴィ＝サーナートの純コングロマリットの合併の中立性が成立すること、②コングロマリット合併は個人投資家のポートフォリオ選択効果に比し、そのリスク低減効果に関しては、必ずしも優位ではないことを明らかにする。その結果、③コングロマリット合併の財務上の効果(財務的シナジー)の存否が重要な問題となる。この問題は、破産リスクの共同保険効果に関わらしめて第4章で論究される。さらに、この破産リスクの共同保険効果による借入能力拡大論は、第5章で批判的に検討される。すなわち合併後の借入

能力増加による資本コスト引下げ効果と、負債価値上昇による株価へのマイナス効果双方が考慮されるとき、コングロマリット合併の企業価値に与える効果は一義的には決められない点が明らかにされる。

第6章では、さきに検討されたコングロマリット合併の共同保険効果が、オプション・プライシング・モデル(OPM)という資本資産評価理論以後の新しいアプローチで再吟味される。第7章では、株主の富防衛仮説から多角化企業の行動を吟味し、その妥当性を探ろうとしている。

第8章では、コングロマリット合併の対極に立つものとしてのスピンのオフの狙い、その財務的メリット、スピンのオフ後の旧株主と社債権者の地位の変化などが取り上げられる。第9章は、多角化企業が事業部の形態でなく子会社の組織形態をとるときの借入能力増加問題を取り上げている。

第10章では、多角化企業の企業評価問題が古典的なゴードン・モデルを土台として考察される。第I部の最後の章である第11章では、伝統的な分析手法による営業パフォーマンス分析と資本資産評価理論による市場パフォーマンス分析によって、多角化企業の行動が株主の富増大にどう貢献するかを丹念に検討している。

以上の第I部の研究は、企業理論および企業財務論の数多くの研究成果とモデルを詳述し、その比較検討を通して、多角化の動機ないし経済的・財務的理由を多面的に解明している。さらに、多角化企業に関与する利害関係者の利害得失の分析、とりわけ株主と債権者との間の富の移転・収奪およびそれに対する防衛問題の解明には、筆者はとくに力を注いでいる。株主の富極大化論の平板な議論にこのような鋭い立体的分析を加えた点は、今後の新しい検討領域を指し示すものとして高く評価されよう。それは第II部における株主と経営者との利害の対立と妥協に関する研究とあいまって、本論文の特筆すべき貢献であるといえよう。

第II部は、企業が多角化企業として自己形成していく過程、すなわち多角化企業の経営戦略の解明を主題としている。まず第12章で、企業の経営戦略の全体構造を明らかにし、上位戦略として拡大戦略と多角化戦略、下位戦略として財務戦略と組織戦略を位置づける経営戦略論を構想して、第13章以下の序論的役割を果させる。第13章では、多角化戦略の本質を受動的成長戦略と規定し、能動的成長戦略として拡大化戦略と対比させ、新規業界への参入としての多角化のタイミン

グの問題などが論じられる。第14章、第15章は、産業組織論的分析視点から、新規参入業界の評価・選定に係る諸問題を取り上げている。第16章から第18章までは、第15章の内容が敷衍され展開されている。すなわち第16章では、外部参入方式のうち典型的な方式である合併方式を取り上げ、ゴートの経済的かく乱説、アルバートのバーゲン説などに言及したのち、シュタイナーによりながら合併をめぐる経営者と株主との利害対立と妥協の構図を検討している。

第17章では、内部参入方式のひとつとしてのスピンのオフ戦略を、第18章では、同じく内部参入方式のいまひとつの方式である内部開発戦略を取り上げ、それぞれについてケース研究も行なっている。

第16章から第18章までは、企業の上位戦略を扱っているのに対し、第19章では、下位戦略を構成する財務戦略と組織戦略とが扱われる。まず財務戦略として、企業の投資決定にひろく用いられている資本資産評価モデル(CAPM)による資本コスト測定が、事業部制をとる多角化企業では(異業種部門である各事業部が直接資本市場に露呈されていないため)不可能となる点を問題にする。そしてこの障害を克服するための部門別投資案選抜率の算定手法が考案される。つぎに組織戦略としては多角化企業組織の特色である全社レベルでのマネジメント組織と部門別レベルでのマネジメント組織の分離に着目し、それらの間での機能分担、とくに財務意思決定機能の分担が論じられている。

第20章は補論とも考えられるものである。そこでは多部門化した多角化企業の部門別経理公開の問題が考察され、公開反対論の論拠のひとつである部門別財務データと株価との関係にも言及している。

本論文は、すでに筆者が昭和48年に公刊した他の著書「企業合併論」(同文館出版)で取り上げたテーマを、さらに視野を拡げて、近代的企業理論、企業財務論および経営戦略論の立場から再構築し展開したコングロマリット企業論である。筆者があえてコングロマリットという言葉でなく、多角化企業という用語を用いたのは、米国におけるコングロマリット企業が主として多角化戦略を合併・買収方式によって展開しているのに対し、わが国の場合は、合併・買収方式よりむしろ内部開発方式による多角化が主として行なわれ、それをスピン・オフして子会社とし、親・子会社とともに多角化企業を構成する場合は、事業部制をとる多角化企業とならんで多いことを考慮したためである。

本論文は、このようにわが国企業をもその射程内におさめ、内外の広汎な研究成果を涉猟し、かつ適度なケース研究を盛り込みながら、多角化企業論に関する卓越した理論構築と精緻な企業理論、企業財務論および経営戦略論の立場からの多面的分析を展開した先駆的研究である。

また、本論文を中心とする専攻分野にかんする専門的知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して、十分であると考えられる。

以上のことから、本論文は、経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。

## 都留大治郎氏学位授与報告

報告番号 乙第57号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和58年12月28日

学位論文題名 農業をつらぬく論理と実証

## 主論文の要旨

本論文は、農民層分解論を基底に置き、「自小作前進論」の視点から日本農業をつらぬく発展の論理を実証的に検出し、中農理論の体系的構築を試み、これにもとづいて、現段階における農政の理念、農業の自給と保護政策のあり方を追求したものである。

本論文は、2部、7章から成る。

すなわち、第1部農民層分解と中農理論の展開は、第1章農民層分解と生産力主体の追求、第2章自小作前進と佐賀段階の検出、第3章農地改革の評価をめぐる、第4章中農標準化の新形態の4章から構成され、第II部農政の理念と課題は、第5章農政における保護と合理化、第6章農業における自給と保護。第7章インドネシア農業・農村と開発援助の3章から構成されている。

第1章は、わが国の代表的な3人の中農論者(山田勝次郎、栗原百寿、田中定)の所説を検討、整理したものである。本章では以下の諸点が強調される。日本の農民層の分解は古典理論が示すように両極分解という形態をとることなく、中規模農家に収斂すること、しかもより重要なことは、分解が中農・自小作の前進膨張という形態をとって、自らの内部に生産力主体を形成しながら進行することである。

第2章の問題は、第1章においてその意義を明確にされた田中「自小作前進論」の積極的な継承に立って、この新しい生産力主体＝自小作・中農層が戦後の農業構造の変革のなかで、いかなる変貌の方位をとるかを検討することである。自小作・中農層が、戦後どのように停滞・転位・発展するかを究明するには、その形成過程が再度反省されねばならない。この反省を通じて、改革の前後における自作農の性格規定の問題、「自小作前進論」の理論的反省にかかわる問題、いわゆる佐賀農業の「停滞」についての問題が考察される。

第3章は、農地改革とのかかわりで、戦前、戦後の代表的な農業理論＝農民層分解論の検討にあてられている。戦前期については山田、栗原、田中理論を取りあげ、山田・段階＝型的発展論、栗原・中農標準化論、田中・自小作前進論と規定し、それぞれの理論がもつ意義と限界を明らかにした。ついで、戦前期に形成された中農理論の批判、継承に立って、戦後期の農業危機論、中農肥大化論および近代化主義者の農地改革評価に検討を加えた。

第4章は、1960年センサスを素材として、高度成長期における農民層分解と農業の就業構造を分析したものである。昭和30年代以降、農民層の分解軸は年を追って上昇した。この現象を拡幅された中農標準化として捕えた。すなわち、この時期以後、一方の極には兼業化した資産（土地）持農家の広汎な推積、他方の極における自作農的土地所有を根幹とした専業農家の規模拡大が見出されるが、この後者の道は農業労働の社会的評価の進展と固定資本の増投＝資本効率の低下によって必然的に突きあげられていく。しかし、独占資本の体制的支配はこの上昇運動の上限を厳しく制約している。ここに中農標準化の新しい形態が出現する。

第5章の問題意識は、農業基本法体制下の日本の食糧自給率の急速な低下に対する危機意識である。高度経済成長政策のもとにおける農業政策、農業と非農業との格差構造がそれを生んだことは明らかである。この章は、農業と保護との関連についての古典理論の整理に立って、現代日本農業における保護のあり方を模索したものである。

第6章は、前章の問題意識を引きついで、日本の農業基本法の母法である西ドイツの農業法と EC 共通農業政策下の西ドイツ農業を対象として、農業の自給と保護政策の展開過程を具体的に追求した。ここでは、

今日の先進資本主義国が逢着している矛盾、農業保護の必要性とそれがもたらす農産物過剰の必然性を軸に、構造政策の破綻とその後の農政の混迷がいかにして、何によって惹起されたかを明らかにした。西ドイツ農業法の破産からヘルヘル・プログラムへいたる過程は、一国の農政の矛盾を、EC 共通農業政策の下で、より拡大した形で鮮明に示している。

第7章は、インドネシア農業・農村を対象として、発展途上国の農業、農政問題を緑の革命との関連で論じ、これからの開発援助のあり方、理念を追求したものである。本章は、昭和48年に実施したインドネシア農村調査からえられた知見にもとづいている。ここでは、アニ・アニという手錶に象徴されるインドネシア農業の生産力構造と農村における社会・分配構造の特異性に注目し、これと緑の革命に代表される急激な農業の技術革新との対抗、矛盾の諸側面を明らかにした。農業・農村の発展段階の把握に立って、膨大な人口圧を解消しつつ、経済・社会を自主的・自生的に近代化していくための路線を考察するとともに、これまでの日本の開発、援助政策を批判し、新しい開発、援助の理念、哲学の確立を試みた。

#### 論文審査の要旨

論文審査担当者	{ <table border="0"> <tr> <td>主査</td> <td>九州大学</td> <td>教授</td> <td>湯村</td> <td>武人</td> </tr> <tr> <td>副査</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>中楯</td> <td>興</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>宮川</td> <td>謙三</td> </tr> </table>	主査	九州大学	教授	湯村	武人	副査	"	"	中楯	興	"	"	"	宮川	謙三
		主査	九州大学	教授	湯村	武人										
		副査	"	"	中楯	興										
"	"	"	宮川	謙三												

本論文は、農業に内在する発展の論理を実証的に検出し、これを基礎にこれまでの農政の理念、手法を吟味、再検討しながら、現段階における農業保護、自給政策のあり方を追及した労作である。

本論文において著者は二つのことを企図している。一つは、わが国の農業理論、特に農民層分解論を対象として、これに理論的、実証的な検討を加え、「自小作前進論」の立場から農業内部に客観的に存在する農業構造変革の論理を別出し、これを中農理論として体系化することである。二つは、中農理論をふまえて今日の農業「近代化」「合理化」論を厳しく批判し、現実に進行している農民の階層分解に強く焦点をあてた新しい農業保護の理念と政策を確立することである。

本論文は2部7章から構成され、第I部「農民層分解と中農理論の展開」には四つの章がおさめられている。

まず、第1章「農民層分解と生産力主体の追及」では、山田勝次郎『米と蕪の経済構造』、栗原百寿『日

本農業の基礎構造』、田中定『佐賀県平垣地帯一農村の分析』をとりあげ、中農理論の確立への道を開いた三人の理論家が公式的な両極分解論を克服して、寄生地主制下の農民層分解は自小作・中農層の前進、膨張に収斂しながら、農民層内部に新しい生産力主体を形成し、寄生地主制を内側から崩壊させていく過程の解明に到達するまでの苦闘の軌跡を克明に描いている。戦前期の日本農業が寄生地主制の堅い岩盤を破碎しながら、農地改革を準備、先取りする形で自作農的土地所有を農業構造の内部に形成、定着させていった農業発展の論理が問い直され、この観点から上記三著作の意義と限界が吟味されている。

第2章「自小作前進と佐賀段階の検出」は、前章でその意義を明確にした田中「自小作前進論」の継承、発展が意図されている。田中「自小作前進論」は時代閉塞の状況下で生産力論、農業階梯論に固く身仕舞っていた。これを農民層分解論として解放しなければならないという立場から、農地改革前後における自作農の性格規定に考察を加え、戦後の自作農体制の転位、停滞の過程が佐賀農業の分析のなかから解明される。

第3章「農地改革の評価をめぐって」は、戦後日本農業の構造問題をめぐって展開された論争を対象としたものである。前半では先の三著作が取り上げられ、後半は農業危機論、中農肥大化論、近代化主義者の農地改革評価が検討される。

第4章「中農標準化の新形態」は60年センサスを用いて、農地改革後の農民層分解と農業就業構造を分析している。ここでは分解基軸の上昇に注目し、これを「中農標準化の新形態」として位置づける。戦前の中農が小作地を基盤に自小作展開をなしたのに対して、改革後のそれは自作農的土地所有を基盤とし、完全な独占の掌握の下で上層への展開を遂げなければならないからである。今日の中農層は改革前のそれとは違って必然的に「市民化」せざるをえず、中農層がもつ労働に対する正当な評価への要求が農政に反映されなければならないという主張が説得的に提示されている。

第II部は「農政の理念と課題」と題され、3章から構成されている。

第5章「農政における保護と合理化」の問題意識は、農業基本法以後の食糧自給率の急激な低下に対する危機感である。まず、農業保護に関するマルクス主義農業理論の古典がもつ意義とその限界が反省され、これにもとづいて現代日本における保護のあり方が検討される。今日の農業保護は、たんに零細農耕を生産

性向上の目的に適合させるためのものであってはならず、現実に生産力を担っている中農の「範疇」確立への意識と闘いのなかから樹立されなければならないと問題を提起している。

第6章「農業における自給と保護」は、前章の問題意識を引きついで、農業基本法の母法である西ドイツ農業法と EC 共通農業政策下の西ドイツ農業を対象に、農業の自給と保護政策の展開過程が克明に追跡されている。今日の先進資本主義国が逢着している矛盾、農業保護の必要性和それがもたらす農産物過剰の必然性が構造政策を破綻させ、一国農政の矛盾が EC 共通農業政策下で拡張、拡大されていく経過が農業法の破産からヘッヘル、エアトルプランへいたる経過に即して詳細に解明されている。

第7章「インドネシア農業・農村と開発援助」はインドネシアにおける農業・農村問題を緑の革命との関連で論じた調査報告である。アニ・アニという手錶に象徴されるインドネシア農業の生産力構造と農村における社会・分配構造の特異性、これと緑の革命に代表される急激な技術革新との対抗、矛盾の諸側面が豊富な実例をもとに活写されており、発展途上国の農業・農村問題に関する知見の深化に貢献している。

以上、本論文は綿密な実証分析の手法を用いて、たんなる公式的主張もしくは静態的な分析に流れがちであった従来の農民層分解論の姿勢を正し、これを農業発展の論理として体系化することに成功している。これによって農業構造論の基礎のうえに政策論を説得的に展開することが可能となり、農業・農民の立場からの主体的、積極的な政策構築への道を切り開いた優れた研究であるといえる。この意味で本論文は、今後の新学の発展に重要な貢献をなした研究であると評価する。論文を中心とする専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して十分であると考えられる。

以上のことから、本論文は、経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。

## 小柳公洋氏学位授与報告

報告番号 乙第58号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和59年2月6日

学位論文題名 国富論体系の歴史と理論



主論文の要旨

本論文は、経済学史研究の方法としては、近年の思想的アプローチによる成果に注目し配慮しつつも、基本的には理論的アプローチに立脚し、『国富論』体系の後半部分、特殊に第三編および第四編に視座をおいてのアダム・スミス研究である。『国富論』第三編を近代社会成立史論として、第四編を現状分析論と解し、そこでのスミスの基本的な視点と論理的展開とを積極的にとりだしこんどはその観点から反転して、第一編および第二編における分業と資本蓄積の基礎理論を読み直し、『国富論』体系の再解釈を意図したものである。

本論文は、序章と第一部（第一章から第四章）と第二部（第五章から第八章）からなる。第一部は、『国富論』体系を序章で述べる新たな視座から論理的に展開したものであり、第二部は、第一部との関連で浮彫されてきた論点をさらに追求したものであって、第一部の補論的性格をもつ。

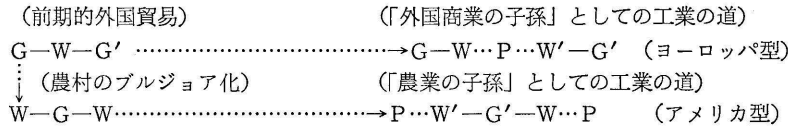
序章「研究の視座——問題と展望」においては、著者の問題意識・研究視角・対象領域の限定が述べられ、ついで、これまでの内外のスミスについてのぼう大な研究文献のうち、特に第二次大戦後の文献の涉猟の結果、現代のスミス研究におけるいくつかの問題点が明らかになり、その中の三つのことについて一応の叙述上の展望が与えられている。第一は、内田義彦教授の『経済学の生誕』の刊行時から問題になった『国富論』体系における理論と時論の関係をどう考えるかの問題である。著者は、和田重司教授と同じく、両者の関連を、資本蓄積論の具体化という視点から、『国富論』後半体系における重層化された概念やカテゴリーを整理し明確化する点にみる。第二は、市民社会の認識にあたっての経済学的位置づけと意味についての問題である。『道徳感情論』を中心としたスミスの学門体系をめぐる近年の思想（史）的研究の注目すべき成果をふまえつつも、市民社会認識にあたってのスミスの思考対象が、道徳の世界——法的世界——経済的世界へと下降していったとする高島善哉教授の説を、基本的に重視し賛同して、スミスの市民社会把握における経済学の意義を再確認することである。第三は、『法学講義』において観取される発展四段階説というスコットランド啓蒙運動の中で主張された歴史観と、『国富論』の経済学体系との間の関連如何の問題である。スミスは、市民社会の認識にあたって、当初

の発展四段階説的認識から経済学的認識へとしだいに比重を移動させ、『国富論』においては、市民経済の市民経済学的分析の深まりとともに、発展四段階説的認識方法はしだいにうすれ、後景にしりぞいていったと思われる。

第一部第一章「社会哲学——予備的考察」においては、『道徳感情論』の中心概念である同感概念の分析をつうじて、スミスの学門体系の基底に指定されているホモ・エコノミクスとしての市民の存在論的構造を検討し、同感概念の経済的意味が『国富論』体系における競争概念と対応させて考察されている。ついで、『法学講義』および『国富論』第五編に明瞭に観取される発展段階論的歴史観をスミスの文明史観とみ、その内的構造として四つの視角が指摘・検証され、一般に歴史理論と経済学の関連についての考察にもとづいて、スミスにおける両者の関係が論じられている。

第二章「資本蓄積論」においては、第一編を基本的に資本蓄積論の基礎とみなし、概して形態規定が不十分なためにあいまいで不明確な概念規定がみられるものの、そこでの論述の展開が、Pとしての分業論→W'-G'-W'としての商業社会論→P…W'-G'-W…P形式の成立という順序によって、P……Pの生産資本循環の理論的形成過程を体系構成そのものが抽象的に呈示していることが指摘されている。第二編を資本蓄積論の内容の展開とみなし、資本蓄積の容体的条件と主体的条件が区分されている。前者においては、スミスの思考における社会的再生産の問題を念頭におきつつ、蓄積ファンド＝純収入の理論的確定についてのスミスの論述の批判的吟味がなされている。後者は生産的労働論の検討である。資本蓄積の主客両条件の検討の後に、資本投下の自然的序次というスミスの産業構造論が基礎理論としての資本蓄積論を総括するとともに、『国富論』後半体系（第三・四・五編）へ媒介するカテゴリーとして重視される。資本蓄積論の検討から、後半体系への理論的きり込みの契機として、節約視点、（不）生産的労働論、産業構造の類型的把握の三点が抽出されている。

第三章「近代社会成立史論」においては、近代市民社会成立史におけるスミスの二つの道を指摘・高調・定式化し、封建制から資本制への移行についての論争と関連させて考究されている。市民社会形式をになう主体としての産業資本生成の歴史的論理的把握という立場から、スミスの二つの道は、「外国商業の子孫」としての工業の道と、「農業の子孫」としての工業の



道として類型化され、それぞれの道の特徴・条件・結果が究明されるとともに、両コースの関連をつぎのように図示する。

スミスは産業資本生成の自然で本来的な道を二次的に媒介されたアメリカ型にみ、その観点に立脚することによって、流通から生産への発展の論理であるヨーロッパ型を批判する。ヨーロッパ型が主流を占めたヨーロッパの近代史を「誤認」の歴史とスミスは極言する。

第四章「現状分析論」においては、まず現状＝重商主義体制を批判するスミスの理論的基準をつぎのように把握する。もっとも基底的論理次元に再生産＝資本蓄積論がすえられ、その観点から重商主義の「輸出と輸入のバランス」に集約される富観(G……G'視点)の原理的批判がなされ、ついで第三編できらかにされた近代化についての歴史法則(二つの道)の認識にもとづいて第四編ではそれが介しての国民経済論およびその構造的特質の類型把握がなされる。これらによって資本蓄積論の具体化がはかられ、重商主義の具体的制度や政策にたいする総括的批判が遂行され現状分析論としての体系が構成される。本章においては、かかる理論的規準から、スミスが与えた各国(英・オランダ・仏・スペイン・ポルトガル・北米植民地・印度・中国)についての断片的記述が整序され、それぞれの国の市民社会への移行の歴史的条件と問題点とが再構成されている。特にイギリスについては、重商主義諸政策・制度、および封建的遺制の一扫について論述がいちいち検討されている。

ついで、『国富論』第三編および第四編の論理構造についての羽鳥卓也・小林昇両教授の解釈の批判検討がなされている。

第二部第五章「利潤論」においては、第二章「資本蓄積論」の展開の中で問題になった利潤論における問題点、つまり利潤概念の近代性にもかかわらず、「利潤取得」階層についてのスミスの規定のあいまいさ、の指摘とその解釈についての一応の結論がなされている。

第六章「D・ヒュームの近代社会成立史論」においては、第三章の補論として、スミスとヒュームの近代化論を比較したものである。ヨーロッパの近代化につ

いて、ヒュームがヨーロッパ近代史を直接的・無媒介的にナチュラルな道と理解するのにたいして、スミスは、前述の如く、媒介的・反省的に歴史を認識する。この両者の差異をもたらしたものとして、歴史的背景の段階性、視座の媒介性の有無、自然法に対する態度が挙げられている。

第七章「富裕と安全」においては、現実具体における政治と経済のからみ合いの動態を認識する学がスミスのポリティカル・エコノミーであるから、政治と経済の関係如何の問題は、安全と富裕の問題としてあらわれる。両者の関連が『国富論』体系においてどのように論述されているかを検討し、富裕の見地とともに安全の見地を措定すべきことが提唱されている。第四章「現状分析論」の補論である。

第八章「合邦論」は、やはり、第四章の補論をして、特に時の最大の時論的問題であったアメリカ問題をスミスがどう考えていたかについて考察したものである。

### 論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	荒牧	正憲
		副査	“	“	湯村 武人
		“	“	“	逢坂 充

アダム・スミスの『国富論』は、一般には、前半部分(第1・2編)が基礎理論であり、後半部分(第3・4・5編)がその歴史および現状分析の適用、さらには財政論であると解釈されている。本論文は、この後半部分の研究を通してスミスの歴史認識と現状分析に特有な論理と現状批判の重層的構造を浮き彫りにし、評価し、また前半部分との差異と関連を追求することによって、『国富論』を現実具体における政治と経済のからみ合いの動態を認識する学として評価しようとするものである。

本論文において著者は、まず、スミスに特有な歴史認識の視座を提示する。第3編におけるいわゆる「外国貿易の子孫」としての工業のコース(「ヨーロッパ型」ないし「人為のコース」)と「農業の子孫」としての工業のコース(「アメリカ型」ないし「自然的自由の制度」)の二つの道は、産業資本生成の二つの

道との関連でさまざまに評価されてきたが、スミスは、前者のコースが歴史的に先行し発展する過程で、二次的な発展のコースとして後者が生成するとの認識を示しており、これをスミス特有の観点から統一し意味づけていると指摘する。これは、前半部分の「資本投下の順序論」（農→工→商）が、「富裕の自然的進歩」という歴史理論に転化したものであって、そのことによって「的確かつ鋭利な歴史認識」を可能とさせたものである。したがって、その階級的基盤も、通説とは異なるものに求めねばならぬと主張する。

ついで、この迂回された歴史認識の視座と発展四段階説とが尺度となって、現状分析のための重層的構造が生まれてくるという。すなわち、アメリカ型の進展の深淺広狭によって重商主義の二類型（「類型Ⅰ」重商主義後期と「類型Ⅱ」重商主義前期）が分類され、(1)イギリス（類型Ⅰ）、(2)北アメリカ、(3)オランダ・フランス（類型Ⅰ）、(4)スペイン・ポルトガル（類型Ⅱ）、(5)東インド・中国（前商業段階国）という類型が、「自然的自由の制度」というあるべき経済的・政治的・社会的条件から批判的に評価されることになっており、重商主義政策体系の総括的批判が遂行されることになっていると、指摘する。

本論文は2部8章から構成され、第1部は4つの章に分割され、第2部も同じく4つの章がその内容となっている。

第1章「社会哲学—予備的考察—」では、社会認識にたいするスミスの方法が問題とされ、同感概念の二重性（「存在としての同感＝外的同感」と「認識としての同感＝内的同感」）の基礎を「外的同感」におくスミスの方法に、歴史的事実としての市民社会の現実を前提として、そこに貫徹する歴史法則を認識する客観主義的態度とそのもつ経済的意味があるとする。ついで、歴史理論と経済学の関連を分析し、重層化された史観を貫く楽観的な生産力史観を発掘する。第2章では、資本蓄積論がとりあげられる。まず、資本蓄積論の基礎として第1編の「分業論」および「商業社会論」が検討され、あいまいで不明確な規定を残しながらも、そこに生産資本循環（P……P）の理論的成立過程が抽象的に展開されている事実を確認する。ついで、蓄積論が展開されることになるが、その前提として、「素材的資本観」と生産資本循環があり、これに基礎づけられて、蓄積論は、一方では資本蓄積の客観的条件たる蓄積元本の確定と、他方では資本蓄積の主体的条件たる生産的労働の生産力的機能とが媒介とな

って、貯蓄＝節約によって実現されることを内容とするものであることを、諸経済的範疇の批判的検討を通じて明らかにする。さらに資本蓄積と諸階級の利害の関連、産業構造論（「資本投下の順序」）を検討し、資本があらかじめ農業に投資されれば、それを生産力的・素材的・市場的土台として農工分離が実現し、それがまた条件となって、自然な国民経済の基礎ができるというスミスの思考を抽出する。

第3章「近代社会成立史論」と「現状分析論」では、上述の歴史認識の視座と現実分析の重層的構造が主題となって展開されるが、第3章では、「農業の子孫」としての工業のコースの階級的基盤が、「商人および製造業者」ではなく、なぜ重商主義政策によって不利益を蒙る階級や階層、すなわち「郷紳や農業者」「人民大衆」「貧者および赤貧者」「消費者」「生産者の他の若干群」でなければならぬかが説明され、また第4章では「自然的自由の制度」への転化が、なぜ段階を追った中間的媒介的な政策や制度の考慮を必要としたかが論じられる。

第2部第5章「利潤論」は、利潤率低下に関するスミスの楽観的評価が考察の対象とされ、そこには、重商主義的高利潤率への批判と自立化しつつあった産業資本の利潤率にたいする人類史的視座が内在していたともみれるふしがあることが指摘される。第6章「D・ヒュームの近代社会成立史論」では、スミスの二つの道との対比においてヒュームのそれがとりあげられ、両者の歴史的背景の差異に起因する歴史認識の差異が特徴づけられる。

第7章「富裕と安全」は、基礎理論において抽象的であれ内包されていた「安全」の見地が、第3編において前面に展開され、「富裕」と規定被規定の関係において歴史的・形成的に論じられ、さらにまた第4編で、「国民的富裕」と「国民的安全」の見地として論じられるようになり、そこで「国防は富裕よりも重要」という見解も提起されることになるが、その思考には、「自然的自由の制度」の実現には国により発展の不均等があり、また「自然的自由の制度」そのものの内部に不安定要因（階級的不平等）があるという直感的経験的知識が影響したのではないかと問題を提起する。第8章「合邦論」は、スミス自身「新ユートピア」と規定する内容のものであるが、著者は、自由競争と自由貿易の原理の上に立って新たな植民地体制を再編するということに、「歴史の意味」があるのではないか、という。

以上、本論文は、これまでどちらかといえば緻密な分析に欠ける評価の多かった『国富論』の後半体系の内容に解明のメスをふるい、基礎理論との有機的な関連を考慮しつつ、理論と時論との相互媒介的な独自の論理を精力的に追求し、問題点を明らかにし、この分野の研究の進展に大きく貢献した労作であると評価することができる。論文を中心とする専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して十分であると考えられる。

以上のことから、本論文は、経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。

## 野田弘英氏学位授与報告

報告番号 乙第59号  
学位の種類 経済学博士  
授与の年月日 昭和59年2月6日  
学位論文題名 金融資本の構造  
—『金融資本論』研究—

### 主論文の要旨

この論文は、ヒルファディング著『金融資本論』の第一篇「貨幣と信用」、第二篇「資本の動員・擬制資本」、第三篇「金融資本と自由競争の制限」を主たる対象として取上げながら、この古典的著作を、その時代的背景との関連において捉えようと試みたものである。この論文は十章から成り立っているが、最初の二章は著者自身の金融資本把握の概略を述べたものであって、『金融資本論』の細かな検討は第三章以下の諸章において加えられている。以下では本論文の章別の論点は省略して、論文全体を通して主張しようとした内容をかいつまんで述べておきたい。

『金融資本論』では、まず第一篇において資本信用が論じられ、ここで産業に対する固定資本信用供与による銀行優位の発生が説かれたのちに、第二篇において銀行の発行業務を媒介とする産業会社の証券発行（または資本の流動化）の発展が述べられ、こうして第一～二篇において資本信用と発行業務による銀行の対産業支配の傾向が描き出される。そのうち第三篇では産業独占の形成が論じられていくが、しかしこれによっても第一～二篇で描かれた銀行の対産業支配という基本的構図には変更が加えられないままで、「金融

資本」の定義（「銀行によって支配され産業資本家によって充用される資本」）が下されている。この定義は、生産の集積にもとづく独占の成立についての指摘を欠いているとして、のちにレーニンによって批判されたものであり、このレーニンによる批判は今日でも正当なものとして評価されている。だが本論文は、この定義が独占化という契機をふまえて与えられていることを明らかにしようと試みている。

『金融資本論』が生み出されてきた世紀転換期は、独・米を中心として、激しい競争戦を通しながら重工業独占が確立されていった時代である。この重工業独占の確立過程では当時「銀行の『テロリズム』」とまで呼ばれていた銀行の対産業支配が重要な推進力となって作用していた。ヒルファディングは、そうした重工業独占の形成過程における銀行と産業の緊密な関係に着目しているから銀行の対産業支配という側面を重視した金融資本規定を与えているわけであって、独占形成という契機を欠落させているのではない。

このことは、第三篇初章を起点とする独占形成論の内容から読み取ることができる。その論述によれば、すなわち、固定資本の巨大化という資本移動の障害の発生に対して、資本流入の困難は資本調達機構としての株式会社（および信用制度）の発展によって克服されるが、資本流出の困難は資本間競争それ自体の制限によって対処する以外に方法はない。このため巨大固定資本をもつ重工業では、過剰資本整理の負担をめぐる長期の損失分配競争の過程を通して自然に資本間競争制限への志向が生じてくる。しかし銀行からみれば、産業の顧客相互の斗争は銀行に不利益をもたらすから、産業企業間の長期的斗争を回避させ、独占形成を速めようとする銀行の努力が生じる。この産業独占化を推進する銀行の力が強ければ強いほど、産業における損失分配斗争による生産力の破壊と浪費は回避され、強固な生産力を擁する独占形成が助長されることになる。しかしなお結合生産の進展が未熟な段階では重工業の一部門における独占化は関連部門間の対立（例えば鉄と石炭の対立）を惹起するから、いずれの部門とも関係をもつ銀行としては、特定部門の独占化促進に積極的にはなれない。やがて製鋼過程に重工業諸部門を従属させた結合生産が発展し、部門間対立が克服されていくと、製鋼独占形成に集約されていく重工業独占化の推進をめざして銀行の積極的介入が前面化してくる。第三篇終章では重工業のカルテル化と結合生産拡大との相互促進を通して結合生産的独占的結

合が形成されていく傾向が描写されているが、その独占化過程は、同時に、産業独占化を促進する銀行の対産業支配の強化過程でもある。こうした重工業独占の確立へ向けて銀行の対産業支配力が行使されていく過程を、ヒルファディングの金融資本規定は捉えている。つまり彼の金融資本の定義は独占化の契機をふまえて下されているのである。

信用制度と株式会社の関係を論じた本書第一～二篇の論理構成も、第三篇の独占形成論との対応関係において理解されるべきものである。独占形成過程において株式会社が普及していく主要な契機は、社会的規模の資本調達機能による資本流入の困難の打開にある。その株式会社の資本調達機能は信用制度の助力を得て初めて円滑に発揮される。銀行による資本信用と発行業務を媒介として産業会社は大量の資本調達を行なうことができ、その銀行の助力を得て株式会社制度は社会的に定着化していく。第一～二篇の叙述は、そうした銀行主導下の株式会社の一般化過程を描き出している。大資本が中小資本を打倒するという競争戦の帰結を株主総会において先取りさせる株式会社の支配集中機能は、主に、資本間格差が固定化される独占支配の確立後に前面化する。銀行の直接の助力を必要としない企業間結合の手段として株式会社の支配集中機能が利用される姿は、第一～二篇では少なくとも前景には描かれていない。銀行の対産業支配が生起する独占形成過程において、主に資本調達機構として株式会社制度が定着していく過程を、第一～二篇の論述は写しとっている。第一～二篇と第三篇とは密接な対応関係を保っていることを本論文は究明しようと試みている。

要するに、この論文は、世紀転換期の独占形成過程を捉えた過渡期の理論として『金融資本論』を位置づけ、その第三篇の独占形成論を軸として第一、第二、第三篇の論理構成を解明しようとしたものである。

### 論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	大州大学	教授	荒牧	正憲
		副査	"	"	深町 郁弥
		"	"	"	逢坂 充

本論文は、現代資本主義の基礎構造をなす金融資本の理論的・歴史的な研究を通してルドルフ・ヒルファディングの『金融資本論』をとりあげ、これを独占化の「過程的傾向」の論理であると評価づけ、その学史的意義の解明を試みたものである。

本論文で、著者は、ヒルファディングの信用論、株

式会社論、金融資本論に自由競争の論理と支配強制の論理の二系譜の思考が存在し、交錯しあい、それが経済過程の独占化の「過程的傾向」の論理として統合化されている事情を、以下のように説明する。

第1に、イ) 金紙混合流通下における金流出は「資本信用」を制限するが、これが固定資本巨大化の要請と衝突するので利子率は低下せず、したがって金融資本は高利貸資本と銀行資本の結合であるとみる認識、ロ) 「産業資本家の機能変化」としての株主・株式会社の形成は、既存の支配株主が「資本信用」の限界に対応して発行活動を利用し、それを媒介とした創業者による創業利得の「一括先取り」であるとみる見解、ハ) 銀行の株主と産業の大株主とは同質化して社会的再生産を支配するという規定があるが、それぞれが、兌換性=通貨価値安定堅持、個人株主支配=個人資本主義、資本貴族=私的自然的所有者支配といった自由競争・商品生産的私的所有を前提し、その延長線上に構築された対象把握の論理になっている。第2に、イ) 「流通最小限」(国民経済のまとめり)の銀行券流通量の「紙幣化」、貨幣恐慌阻止のための「合理的」発券増大、遊離現金を基礎とする好況期の「資本信用」の拡大と発券増大に支えられた不況期の「流通信用」拡大についての着眼は、要するに、銀行はつねに貸付可能な現金をもち産業に対して優越するとみるのであって、「金融資本は銀行によって支配される資本である」とみていること、ロ) 「単なる貨幣資本家」への株主の転化、銀行が「資本信用」流動化のための発行引受をなし創業利得を汲み出す、銀行と結合した経営者が「資本信用=証券発行」を活用して大胆な競争戦を展開する、かくて銀行自らが持株会社となって支配を拡大するとみることらえ方、ハ) 銀行の産業との人的結合による少数者の社会的再生産の支配という規定は、それぞれ恐慌緩和=通貨価値犠牲、経営者支配=法人資本主義、金融資本=法人的機関所有支配といった支配強制の拡大についての経験的知識から演繹された論理とむすびつくものである。第3に、こうしたいわば異質の論理が、ヒルファディングにあっては「過程的傾向」の論理、資本主義の自律性=自己規律の論理として機能論的に統合され、資本主義は貨幣なき「総カルテル」社会、所有を独占した「資本結合体」=「金融資本」社会へと向かうという展望を披瀝させることになった。それは、自由競争段階から独占段階への過渡的状況を反映した「過渡期」の論理であり、そのかぎりにおいて、独占的諸関係にたいする消

極的な把握の論理になっている。

本論文は、前後2編に分れ、それぞれが2つの章と8つの章をふくみ、全体が10章構成になっている。

前編「金融資本の構造」で、著者は、金融資本の歴史的・構造的考察を主として競争論的見地から再構成し、それを基礎に、後編『金融資本論』研究への方法的見地の確定をおこなっている。『資本論』や『帝国主義』論にみられる関連諸範疇がとりあげられ、吟味され、意義づけられて、独占形成過程把握の論理として再構成される。第1章「鑄貨と銀行券」では、「紙幣減価論」でなく「銀行券の現金化過程」の追求によってはじめて、「金本位制の自動調節作用」の変化を生み出す理由が明らかとなるという。独占体=独占価格体系の成立、国際的および国内的な中央銀行と市中銀行との共同的救済融資体制の成立、中央銀行準備金の性格変化などの諸条件の整備に支えられて過程する独占的蓄積行動が、景気循環過程とからめて考察され、独占化過程の運動捕捉の論理が、剔抉される。第2章「銀行制度と株式会社」では、個人企業から株式会社が君臨する時代への施回において、自然的私的所有関係を基礎としつつもこれを越える法人的社会的所有関係が、高度に発展した貨幣・信用制度との有機的な関連において実現される所以を論述し、資本信用流動化のための株式市場育成の関係と意義が検討される。

後編は大別して3つの部分に分れる。第3章『金融資本論』の理論的特質、第4章「通貨と信用」、第5章「流通信用と資本信用」では、『金融資本論』を構成する特有な流通概念の検討がおこなわれ、第6章「ヒルファアーデングの擬制資本論」、第7章「株式会社の支配構造」、第8章「独占形成と金融資本」は、現代の係争問題とからめての『金融資本論』の当該問題の再考察にあてられ、第9章「金融資本の二側面」、第10章「金融資本概念に関する一考察」で、その総括と学説的位置づけがなされている。

第3章では、『金融資本論』第3編を考察の対象とし、そこに2つの独占観の二系譜があることを指摘し、独占化の「過程的傾向」の論理を抽出する。第4章で、「社会的流通価値」説の内容と意味を検討し、第5章では、ヒルファアーデングに特有な「流通信用」と「資本信用」の概念が問題とされ、そこに時論性と原理性の独自の結合の意味が内包されていることを指摘する。

ヒルファアーデングの擬制資本論、株式会社の支配機

構をめぐる理解に、さまざまな接近視角があり、それが係争問題となって提起されていることは、周知のところである。著者は、第6章で、擬制資本論を貫く論理構造が「機能変化」から出発して「株式売買可能性」の発展ととらえるべき見地に立ち、第7章で、その見地から株式会社における支配機構が解明されねばならぬと主張し、第8章で、改めて独占形成期の現実の重層的な蓄積行動を詳述し、『金融資本論』の総括的な評価づけをおこなう。

第9章と第10章は、金融資本の二側面と「独占化」の思考の関連、金融資本の概念規定をめぐる諸問題が検討され、『金融資本論』の学史的評価づけにあてられている。

以上、本論文は、これまで流通主義的偏向と評されてきた『金融資本論』を包括的な見地から検討し、独占形成過程に独自の蓄積行動を捕捉する歴史的論理を構築し、そこにヒルファアーデング独自の方法を見出し、そのことによって当該研究の水準の高揚に大きく貢献した。対象捕捉の論理も綿密であり、また鮮明にして積極的な問題提起が、多くの研究者の注目をあび、合せて現代資本主義の蓄積構造研究のための触媒作用を果した。この意味で本論文は、斯学の発展に貢献した研究であると評価する。論文を中心とする専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して十分であると考えられる。

以上のことから、本論文は、経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。

## 角松正雄氏学位授与報告

報告番号 乙第60号  
学位の種類 経済学博士  
授与の年月日 昭和59年3月31日  
学位論文題名 国際マーケティング論

### 主論文の要旨

本論文は国際マーケティングという現代資本主義のもっとも新しい現象について、その本質を見極め、現代経済に投影しているさまざまな諸問題を具体的姿態において析出し、その連関を問う理論的アプローチを提示している。

分析の対象となる国際マーケティングは、1960年代

に入り、多国籍企業問題登場と同時に、にわかには脚光を浴びるようになった現象であるが、この現象に対する新しい理論体系の構築が必要となる理由は次のとおりである。

マーケティングは独占資本の市場獲得、拡大に関する一切の活動を含み、マーケティング論はこのようなマーケティングについての知識の体系である。ところが従来のマーケティング論における知識の体系化の方向は、主として経営者がマーケティング活動を実践する場合の、拠るべき行為の準則を体系的に構築することに終始し、かつその行動をあまりにも肯定的・固定的に前提するが故に、マーケティングを支配する客観的・法的法則の認識という任務はおろそかになり勝ちであった。マーケティング事実認識を重視する方向は肯定されるべきものであるが、さらにその認識が客観的・法的法則性の認識に到るように努めねばならない。つぎにこれまでマーケティングは、独占資本の申し子として、独占体制の不可欠な部分と理解されても、国内市場問題との関連において取り扱われておりそれが各国市場および各国市場間を包摂する、国際的次元での重要な現象となるものとは予測されていなかった。マーケティング行動の主体に、国内市場を対象とした計画・行動に焦点をおく個別資本が指定される理論的枠組みが構築されており、国外市場へのマーケティング行動が含まれる場合でも、付随的・特殊領域としての理論的取り扱いをうけている。しかし現代マーケティングの主要な潮流は、国内・外市場を区別せず、世界市場への戦略的マーケティング行動を展開する国際的・巨大資本により方向づけられている。この新しい潮流とみられるマーケティング現象の分析は、いわゆる国内市場論的色彩の濃いアプローチと、その延長線上での国際的適用による理解だけでは、不可能である。とくに世界市場を対象とするグローバルなマーケティング行動は、その市場との関連について従来の理論の射程外にあると判断させるものであった。

本論文はつぎの3つの部分に分かれて構成されている。

1つはマーケティングの基本的特質からくる2側面（それぞれの国民的環境への適合の必要性和グローバルな全社的統合）が、どのように国際的展開を示すか、を理論的に検討した部分である。第1章から第6章にわたるのがそれである。まず第1章で国際マーケティングの成立とその意義を問ひ、海外市場とマーケティングの結びつきの歴史的意味を探る。国際マーケ

ティングの基本的特質と理論的対象とすべき問題点を明示する。第2章ではマーケティングが特に有効な競争手段となりえた海外市場との関係を、企業経営の国際化という見地から検討し、そこに国際マーケティングの主体が寡占の大企業であり、国際的寡占間競争の場が設定されているとのべる。

第3章は国際マーケティングの役割を世界市場分割問題とかかわらしめ、新しい歴史段階における新しい分割形態を生成した重要な要因の1つとなると指摘する。第4章では国際マーケティングの諸定義にあらわれている概念を整理し、マーケティングの国際的適用という考え方から、グローバルなマーケティングという観点から概念を構成しようとしている動きを説明し、それが本流であるとのべる。第5章ではいわゆる「国際マーケティング論」を批判的に検討し、その理論的系譜、アメリカ・マーケティング学界での論点などを紹介し、第6章では前章をうけて、国際マーケティング論の最大の理論的課題となっている環境問題を取り扱っている。各国市場の特性に応じた最適アプローチをつくりあげようとする研究の進展も企業の最大利益をめざす戦略的アプローチに席を譲らねばならなくなりつつあるとのべる。

以上国際マーケティングは、マーケティング諸活動の国際的適用にかかわる側面と、国際的寡占化過程にかかわる側面を有しているが、国際マーケティング論はその両側面の問題点を明らかにするだけでなく、その矛盾を鋭く分析しなければならない。資本の国際化の見地からそれはなされる。本論文では諸国民市場（環境）とマーケティングとの相互関係を研究の対象とされ、当該市場におけるマーケティング諸機能が、企業経営国際化にともなうさまざまな手段の発展に応じて、どのような役割を荷なうものか分析している。さらにその点は国際的寡占としての多国籍企業が、その寡占的優位性の重要な要素としてマーケティングを位置づけていることから、世界市場構造に寡占化過程の進行という直接的インパクトを与えているのである。

本論文の2つめの部分は第7章と第8章で取り扱っている国際マーケティング諸政策である。まず第7章で海外市場進出戦略におけるマーケティング戦略のもつ意義が、先行的役割・触媒・グローバル戦略の重要な要、などの表現をもって示され、さらにマーケティング・ミックス各要素の取り扱い方に、欧米企業と日本企業は差異があることをのべる。

第8章では製品政策、流通経路政策、ロジスティック

クス、プロモーション政策、価格政策のそれぞれについて分析が行なわれている。

とくに国内市場と異なっていること、しかも多数国市場で展開されるが故に有する特性についてのべているが、複雑な問題を抱えていることが分る。分析に当ってはつぎの点を留意しながら進めている。マーケティング政策は競争と独占の側面を有しているが、それが販売市場を対象とした諸活動であるために、流通業者、消費者と直接かかわりをもっているということである。これらの企業の「外部」を「資本の論理」にとりこもうとしていることである。個別企業の国境を越えての直接的な、欲望創出・需要操縦・流通管理などの諸行動は、それぞれの国民経済、国民市場の特性を構成するといわれる各国の文化、社会、歴史的伝統と直接的に対峙することで、消費・需要構造の「国際的類似化傾向」を促進するが、しかしそれは企業の「外部」であるという存在をも否定しきすることはできない。

対抗と反作用の中で進展しているということである。マーケティング諸政策がより統合的に管理されるほど、政策の矛盾点は拡大されていかにざるをえない。

本論文の3つめは多国籍企業とマーケティングを直接かかわらしめて論じている部分で、これは第9章から第13章にわたっている。

いわゆる現代資本主義論の重要な指標の1つとして取り扱われる多国籍企業化現象、その具体的姿態の中に、市場開発行動が軸をなしていること、技術とマーケティングが一定の役割を果たしていることを、先進国・発展途上国企業の多国籍企業化過程の検討を通して明示している。まず第9章で多国籍企業化の諸特徴とその問題点にふれ、第12章で日本企業、第13章でLDC企業の多国籍企業化の特性を検討している。これらの検証を通して、多国籍企業化は世界市場における寡占競争の激化を意味しており、寡占的優位の源泉に高度な技術だけでなく、マーケティングが位置づけられていることが分る。LDC多国籍企業といえどもその例外でないという徴候がみられる。一方そのようなマーケティングの位置づけについて、欧米多国籍企業論者はどのように多国籍企業論を組みたてて論じているかを第10章で批判検討している。産業組織論、プロダクト・サイクル論、多国籍経営システム論、国際経営論などの諸アプローチをとりあげている。いずれの理論的アプローチにおいてもマーケティングが組みこまれているが、コールドとフェアウェザーがもっ

とも明確にマーケティング行動を、多国籍企業分析の理論的枠組みのなかにとり入れている。

マーケティングは独占資本の市場行動としての基本的特質を有するが、それが市場諸関係に及ぼす影響が大きいことから、その社会的作用を研究し、マーケティング技術を社会的厚生に役立てようとする考え方がでてきている。ソーシャル・マーケティングがそれである。国際マーケティングは寡占競争の世界市場における問題であるが、一方それはソーシャル・マーケティングの国際的適用にかかわる問題も含んでいることになる。発展途上国の経済開発にマーケティング技術を役立てようとする研究が近年とみに盛んであるのは、そのことを意味する。第11章で経済開発とマーケティング論をとり扱ったのはそのためである。しかしマーケティング技術の適合性、移転方法、多国籍企業との関連など、あまりにも、理論的、また実証的分析の少ない現状を考慮して、今後の研究課題を提起するだけに止めている。

以上が本論文の骨子であるが、国際マーケティング現象は、経済学・経営学の対象領域と深くかかわりを有するが故に、理論構築にあたって国際経済論、国際経営論の援用をうけただけでなく、上記の理論上の問題点にも関わり、独自の見解を明示している。とくに多国籍企業と対外直接投資論、多国籍企業と国家との関係把握についてがそれである。論者は諸国民市場の複合的体系といわれる世界市場において、国際マーケティング現象の拡がり、複合的体系のあり方に変化を齎らしているという認識に立っている。

#### 論文審査の要旨

論文審査担当者	}	主査	九州大学 教授	木下 悦二
		副査	" "	片山 伍一
		" "	助教授	徳永正二郎

国際マーケティングが独自の研究領域として生まれたのは50年代後半のアメリカにおいてであった。わが国でその紹介を越えて、広く企業に受け入れられ、研究が定着するに至ったのは近年のことである。本論文は、この若い研究領域での指導的研究者の一人であった著者の十数年に及ぶ研究の成果である。

本論文は13章と補章から成っているが、内容的にみて大きく三つの部分に分けることができる。はじめの6章は国際マーケティングの理論を扱っている。もともとマーケティング論は、市場獲得活動にたずさわる企業経営者に実践上の頼るべき指針を与えるため、そ



り、薩摩藩の初高である。佐賀藩の地米高とその原型をなす定米高は、慶長検地によって領知高とは全く別に設定されてくる年貢収納基準値である。薩摩藩における慶長内検もその具体相に不分明なところを多く残してはいるが、慶長内検の結果である石高は領知高とは無関係に設定されたものであり、薩摩藩の場合それを無理に領知高に比定しようとしたところに初高制が採用された動機をみることができよう。また筑前における石高の成立過程を検討してゆくと、知行表示基準としての石高と年貢収納基準としての村高とが必ずしも相関関係にないことは明らかである。福岡藩の領知高は他藩と同様に慶長10年書き上げられ、元和3年判物で公認された朱印高であるが、それは慶長9年時点の物成総量より逆算される性質のものであった。他方慶長7年検地によって設定された村高は、慶長13年・元和4年の「新開高」を合算したものであり、しかもそれは慶長10年設定された「内証高」とも相関関係にはない。さらに慶長期における福岡藩の年貢収納法を検討すると、反取りによる惣毛見によって、村高自体本年貢収納基準として果してどのように用いられたのか疑問の多いところである。

西国における石高制が知行表示基準の機能に重点をおいて成立している以上、当然のことながら年貢収納法が問題とならざるを得ない。

豊臣政権期の年貢収納法が収穫前に代官の毛見によって損免の査定をなし、その際立毛把握の相違がある場合は三分一百姓作得、三分二地頭上納と決定されたことは、従来指摘されているところであるが、西国においても豊臣政権の強権的性格から推して同様であったと考えられる。

徳川政権期においても各大名による私検地の結果掌握された有耕地面積が年貢収納の基本に据えられたと考えられ、反取検見法による収納の事例を多く見出すのである。

しかしながら元和・寛永期に入ると数カ年の年貢収納量を参考にして定額上納制を採用する大名権力が増加する。それは春免制に代表されるように根取免を基礎とすることによって、はじめて石高制に全面的に立脚するものとなった。そしてこの定額上納制採用の時期に知行表示基準と年貢収納基準としての石高が形態的にも分離されてくるのであり、従来擬制的石高として表記されていたものが、その謂いである。一例を挙げるならば佐賀藩の地米と高米との分離である。高米は元和3年知行表示基準として笠上げして設定された

ものであるが、軍役などの諸負担は物成高によって賦課されることでも明らかなように単なる名目表示にしすぎなかった。

正保期より寛文・延宝期に至ると、年貢収納基準としての石高の破綻はあからさまとなり、地無し作業による石高の改訂が広汎に行われ、春免制などの短年季定免化が進行する。

以上第一章～第四章に共通する側面の概要を述べたが、ほかに第一章では支藩秋月藩の五十石一名制を採り上げて補説とした。すなわち五十石一名の地割制が給知百姓の組み替えとして現象し、それに加えて知行地の分散錯綜化形態と免率の固定が給人の恣意性を規制していたこと、他方給知百姓の農業経営についての監督責任は給人に転嫁されることを明らかにした。

また第五章では近世初期幕府領における石高の内容を検討し、肥後国天草郡では万治3年の「石高半減」にもかかわらず、年貢収納量に変化がないことの意味を追究した。さらに中後期において定免制の実施年代に関し同じ幕府領でも地域差があること、また年貢割付量の変遷が幕府財政の分析から得られる理解とは異なることなどを問題としている。

第六章では西国諸藩（長洲藩、土佐藩、平戸藩、大村藩、豊前・肥後細川藩、人吉藩、飢肥藩など）における検地の実施結果と領知高の設定が必ずしも照応しないことを明らかにして、本論文の第一章～第五章で述べたところを補強した。その内容は前述のところを西国諸藩において一般的に指摘しうることであり、それは西国のみならず東国においても一般化できる見通しをもつものである。

そして最後に「展望」で石高制のレーエン制的編成の側面に止目するとき、どのような研究史上の問題が生じてくるかについて簡単にふれた。すなわち幕藩制社会はその成立期において、そのレーエン制的編成のために封建制社会として出現するのであり、元和期以降、寛文・延宝期を画期として定額上納制が広汎に出現するに及び、漸やく石高制は封建的身分的土地所有体系としての全き姿をあらわすのである。

本論文は、以上の諸問題を実証的に明らかにすることを目的としており、その点でポレミックなものではないが、すくなくとも従来の石高制概念の修正を求めるところにおいて、幕藩制社会の分析にながしかの貢献をなすことを念じている。

## 論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	秀村	選三
		副査	"	"	森本 芳樹
		"	"	"	宮川 謙三

幕藩制社会の特質として兵農分離、石高制、鎖国があげられるが、従来石高制の研究において、石高は土地生産力＝年貢収納基準と知行＝軍役賦課基準の両機能を併有する統一基準であったとする説が有力であった。本論文はそのような有力な説に対して根底的な疑問を提出し、多数の史料を駆使して独自の所論を展開する。

まず序論において研究史の動向を批判的に整理した上で、本論文の基本的な分析視角を次のように提示する。すなわち、知行表示基準としての石高と年貢収納基準としての石高を区別して検討することが必要であると述べるとともに、年貢収納基準として石高が効力をもつのが元和期以降であることを考慮して、年貢収納法の変化に注目しなければならない、というのである。

以上の分析視角を定めて第一章から第四章までは福岡藩、筑後田中・久留米藩、佐賀藩、薩摩藩および補足的に秋月藩を加え、これらの諸藩で作成された領主側、村側の多様な史料の実証的検討および後年の編纂史料の批判的検討によって次のように論じている。西国における石高制は豊臣政権による「御前帳」徴収を契機として導入され、文禄期の太閤検地によって成立した。その際豊臣政権の強権が石高に知行表示基準としての機能をもたせたが、その機能は徳川政権の下でも継承される。すなわち徳川政権は各大名からそれぞれ異なる算定方法で届け出られた石高を、慶長期の「御手伝普請」賦課を通じて修正し、元和三年に全国諸大名の領知高を決定したのである。さらに、このようにして成立した領知高と、各大名領ごとに実施された私検地高は、その編成原理が全く異なることを明らかにしている。

中央政権と諸大名との関係をめぐる以上の考察から当然年貢収納法が検討される。すなわち豊臣政権期の年貢収納法は石高にもとづかず、代官の検見取によってなされていたが、徳川政権期においても、年貢賦課の基準は石高ではなくて私検地の結果把握された耕地面積であったこと、それが元和・寛永期に入って定額上納制が広汎に採用され、はじめて石高にもとづく年貢収納法が成立したことを論証している。しかも定額

上納制採用の時期にも、地域の歴史的特質から知行表示基準の石高と年貢収納基準としての石高が必ずしも一致しない事例もあることを佐賀藩の地米高、薩摩藩の扱高を通して明らかにしている。

第五章では近世初期九州の幕府領、とくに肥後国天草郡における石高の内容を検討して、この時期の石高が年貢収納の基準たり得ないことを再び論じ、さらに年貢収納法の変化、とくに定免制の実施と年貢割付量の増加を詳細に考察して、全体として高位収納がよく維持されていたとする。

第六章では、長州藩、平戸藩、大村藩、豊前・肥後細川藩、人吉藩、飢肥藩など、西国諸藩における検地の実施結果と領知高とが必ずしも照応しないことを明らかにして第一章より第五章までに実証したところを補強している。

最後に「展望」において、幕藩制社会は、その成立期において「石高制のレーエン制的編成」のために封建制社会として現われるのであり、元和期以降、寛文・延宝期を画期として定額上納制が広汎に成立してくるにつれて、石高制は年貢収納基準としての機能をも併有するに至り「封建的身分的土地所有体系」として全き姿をあらわすこととなったと結論づけている。

本論文は、従来幕藩制社会の一つの基軸として、その重要性が指摘され、種々論じられながらも、その具体的内容については本格的に取り上げられることの少なかった石高制を広汎な史料を基礎として真正面から論じた点に最も特長があり、太閤検地＝封建革命説はじめ、従来の研究史における有力な所論において、理論的要請が先行して、実証研究が不足していることを明らかにし、考察の対象となった地域ごとに網羅的な史料処理を行って、全く異なる理解を提出しているところに大きな意義がある。その結果、太閤検地において土地の丈量が一筆ごとに行われたか否か、土地生産力の評価が領主権力による綿密な算定によってなされたか否か、これら基本的問題についてさえ、従来の所説の言うごとき事実は検証できないと断定している。従って石高制は領主層の軍役負担との関わりで、政治的に決定されたという本論文の主張、具体的には近世初期における年貢収納が検見取によるものであり、また村請制を考慮に入れるならば、石高制が大名統制ないし家臣団編成の手段として成立したとする主張は充分首肯できるものであろう。さらに、中世の領主が自律的かつ私的に収取した封建地代を一定基準で換算した初期の石高は当然年貢収納基準たり得なかったが、

それに転機をもたらしたのは定額上納制の定着であり、それは大名領ごとに行われた私検地とも関連して、さまざまな地域的偏差をもたらしたことも詳細に実証しており、この点でも高く評価されるであろう。

もちろん本論文のフィールドは主として西国、ことに九州であるから、石高制を幕藩制社会全体の問題として論ずるには、研究地域を拡大する必要があり、とくに石高制の先進地帯である畿内地方の具体相を明らかにして、それを含めて理論化がはからねばならない。さらに、田畑のみならず山野河海の産物に至るまで米の量で表示される石高の一般的、抽象的性格ともかかわらせて、幕藩制社会をいかなる封建制社会と規定するか、素描であれ幕藩制社会全体への展望が示されていれば、本論文の意図はより明確にされたであろう。また「石高制のレーエン制的編成」は本論文の重要な概念であるにもかかわらず、自明のこととして説明が不足しているのも問題であろう。

しかし、それらは今後補足、展開するべきことであり、本論文が日本経済史の貴重な成果の一つであることは疑いないところである。また論文を中心とする専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して充分と考えられる。

したがって本論文は経済学博士の学位を授与するに値するものと認められる。

## 吉村朔夫氏学位授与報告

報告番号 乙第62号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和60年3月20日

学位論文題名 日本辺境論叙説—沖繩の統治と民衆

### 主論文の要旨

〔I〕 本論文は明治初年から戦後アメリカの統治を経て、復帰に至るまでの沖繩の政治経済体制の展開と、そこでの沖繩住民の社会的状態の推移を実証的に追究したものである。

総じてわが国の近・現代史の社会科学的研究では、地方史としての沖繩の研究は、民俗学や言語学などの領域以外では未開拓の分野が多く、特に沖繩の産業や経済の構造、統治機構の発展形態や住民の生業・生活の存立状態の実証的・体系的分析は、これからの研究

課題であった。

〔II〕 本論文では日本辺境領の典型としての沖繩をフィールドとして、従来の歴史分析・現状分析において分立していた経済史、政治史、社会史などを民衆史の視点において統合的に考察し、また民衆史を地方史、特に辺境史として、同時にその国家史と国際関係史との連繫においてアプローチすることに努めた。

すぐれて現代史的テーマである民衆論・民衆史を中心とする社会構造史の意義と構成、一つの時代の辺境史・辺境論の理論的枠組みと、辺境社会の基本的規定にアプローチするための理論的視座、さらに沖繩研究を踏まえて今後、展開せらるべき辺境世界の編成・構造・発展をめぐる理論的考察は、これを集中的に序章及び終章において試みている。

〔III〕 本論文は戦前分析と戦後分析に大別し、前者では辺境の隷属と貧困化の機構を究めるべく、沖繩の植民地状況の創出、そこでの社会経済関係の暴力的な変容過程と諸結果とその社会的矛盾の形成を追究し、後者では第二次世界大戦から「沖繩協定」に至る過程での沖繩の軍事植民地的な統治システムを、思想、機構、政策、運動論の諸分野について分析し、沖繩をめぐる全体状況の概括と、このような戦後沖繩の政治秩序の意義を解明しようと試みている。

〔IV〕 辺境民衆史論は、民衆の存立基盤である地域の産業経済、固有の社会労働組織と階層分化の実態分析が肝要であり、本論文の骨格を占める。零細農耕制と結合した戦前の織物製糖 マニュファクチュアの展開と挫折〔第二章〕、農業の荒廃による人口流出〔第三章〕、戦後の新たな社会経済構成の下での低賃金機構と階級・階層分析〔第七章〕がこれである。

民衆生活史は枠組みとして一定の経済制度と統治機構に規定されている。戦前の土地制度、現物貢納制、行政機構の解明〔第一章〕と、戦後アメリカ統治のもとでの沖繩社会の再編成〔第五章〕、経済管理機構の展開〔第六章〕、新植民地主義的な財政金融支配の実態分析〔第八章〕においてその問題点を明らかにすべく努めた。

〔V〕 特に沖繩の場合、戦前・戦後を通じてそのおくれた生産形態や社会構造の残存による特殊の構造的変容、特に生産力の停滞、過剰労働人口の堆積、悪循環的な貧困化の問題がある。

また、現代の社会的・政治的勢力としての民衆の思想と運動の諸側面にも注目し、戦前戦後の沖繩の国内国際両面にわたる歴史的位置〔第九章〕、戦後アメリカの沖繩統治の理念とその批判〔第四章〕などとも

に、いわゆる「祖国復帰運動」の思想と行動〔第十章〕などについても現代沖縄史の全体的状況と構成のなかで実証的に検討してみた。

〔VI〕集約すれば、本論文では、社会構造史的方法と世界史的視野を及ぶ限り踏まえながら、戦前については、その統治形態、土地制度、産業構成、人口構造の分析に重点を置き、戦後については、その統治機構、経済制度、生活構造、民衆運動の解明に集中して、諸領域の問題構造とそれらの相互関連を明確化することによって、日本の典型辺境領、沖縄の近現代史の大まかな総合化への試みを企図したものである。

### 論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	野口雄一郎	
		副査	〃	〃	宮川 謙三
		〃	〃	〃	矢田 俊文

本論文は、明治初年から戦後アメリカの統治をへて祖国復帰にいたるまでの、沖縄における政治経済体制の歴史的展開と民衆の社会的状態の推移を、追究したものである。

本論文は序章・終章・補論（辺境における環境破壊をどう捉えらるか—水俣病研究拾遺—）のほか2篇・10章よりなる。

前篇「戦前沖縄の資本主義の展開と民衆の状態」は、沖縄の植民地的状態の創出とそこでの社会経済関係の暴力的な変容の過程と結果を追跡する。第1章で琉球処分（1879）から土地整理事業（1889～1903）にいたる過程で確立した日本資本主義の沖縄統治システムを概観したうえで、零細農耕制と結合した織物・製糖マニュファクチュアの展開と挫折（第2章）、周辺農業社会の荒廃による過剰人口の堆積と流動（第3章）の過程と、それを規定した諸要因を検討している。

後篇「戦後沖縄の統治体系と民衆の課題」では、アメリカの沖縄統治を「軍事的植民地的な属領支配」と規定し、具体的には「アメリカ帝国主義による日本と沖縄の従属的再編制—帝国主義の中枢部・二次的帝国主義・周辺部という垂直的連鎖構造」として、把握する。まず、反共世界戦略・政治的現実主義・パターンリズム等の諸側面よりなる沖縄統治正当化の論理＝イデオロギーを総括（第4章）し、第5章「軍事植民地の創設と総編制」では敗戦から1950年代初頭にいたる時期を中心に、統治機構・社会構造の再編成を概観し、その基盤過程たる経済支配の槓杆としての援助資金・軍円予算・軍用地収用の意義を検討する。第6章

「経済管理機構の編制」では、1950年代を中心とする基地経済の構造を、また第8章「新植民地的な支配の展開」では1958年以降、間接統治体制への転換を展望した財政・金融機構の再編（軍円のドルへの切替、為替自由化など）と外資（＝日本資本）導入の促進を軸とする経済成長政策の展開を、分析している。

これらの時期を一貫して、軍事的統括機構と密接に連繋した経済的収奪機構は、「軍事行動の強化に対応する不断の基地収入の膨脹を基軸とする再生産軌道の悪循環」すなわち「基地収入の増大→第3次産業の肥大化→物的生産力の萎縮→輸入増大→国際収支の悪化→基地収入への依存強化」として、把握される。この特質は軍権力の政治的支配が軟化し、自立経済の確立（＝基地経済からの脱却）の方針がくり返し表明された占領後期においても、若干の変容はあれ、基本的変化はなかった、とも主張する。

このような収奪機構の下で形成された沖縄の社会経済構成は、植民地的な下請産業・零細家内工業の微弱生長、在来農業の全面的衰退と一部植栽農業への強制転換として特徴づけられる。これに照応して基地・サービス産業を中軸とする労働者・農民の状態は、無権利・低賃金・不安定就労と種々の形態の過剰人口の流動・沈澱・本土流出として総括される（第7章）。

また労働者・農民の受難は、戦後アメリカ帝国主義の世界戦略に規定された「沖縄問題の国際的・国内的構造」（第9章）に由来する特殊な矛盾によって加重されており、したがってまた、彼らは軍事植民地体制の再編（「施政権だけの」沖縄返還）に対抗して展開された「祖国復帰運動」の中心勢力となった。第10章は、そのような民衆運動としての「沖縄闘争」の構造と課題を論じている。

以上に要約した本論文を貫く方法と枠組—社会構造史論的視角—は、序章「辺境論の視座と構成」において提示されている。著者によれば、従来の歴史研究において分立していた政治史・経済史・社会史は、民衆史を中軸として統合的に展開されるべきであり、その際、中軸となる民衆史そのものは、民俗学・言語学分野での研究蓄積を継承しつつも、現代史的・政治経済学的分析と結節して「階級的支配の客体であるとともに階級的支配への反作用の主体として把握された」民衆の歴史でなければならないのである。

著者はまた、終章「現代辺境論の展開」が示唆するように、現代資本主義の世界体制の特質解明の具としての「辺境」諸理論に触発され、その有効性と限界を

“沖縄”をフィールドとして、検証し発展させようという意図している。「日本の辺境」としての沖縄に関しては戦前以来、民俗学をはじめとする諸人文科学分野において膨大・精緻な研究が蓄積され、その個性的な歴史・文化に対する憧憬を含んだ心情的な沖縄論が、今日数多くみられるが、本論文はそうした“沖縄学”の伝統が優れて現代史的・政治経済学的な視角を主軸とする枠組のなかに包摂されるべきことを強調する点で、従来の沖縄史にたいして、強く批判的である。

本論文に対する幾つかの書評においても、沖縄史をあくまで世界史的視野と「社会構造史」論的視点から一貫して立体的・包括的にとらえようとする意図と成果を高く評価している。

なお論文を中心とした専攻分野に関する専門的知識についても、本人の研究歴およびその他の研究業績などより判断して、充分であることが認められる。

したがって、本論文は、経済学博士の学位を授与するに値するものと認められる。